

決 算 特 別 委 員 会

日 時 令和4年9月13日(火) 午前10時00分
会 場 本庁舎 第3会議室

委 員 9名
遠 藤 憲 子
諸 橋 太一郎
利根川 英 雄
須 藤 京 子
秋 山 泉
山 本 伸 子
長 田 麻 美
伊 藤 裕 一
鈴 木 勝 利

| | | |
|-----|-----------------------------|-----------|
| 説明員 | 市 長 | 根 本 洋 治 |
| | 監 査 委 員 | 早 川 広 行 |
| | 副 市 長 | 滝 本 昌 司 |
| | 教 育 長 | 染 谷 郁 夫 |
| | 市 長 公 室 長 | 滝 本 仁 |
| | 経 営 企 画 部 長 | 吉 田 将 巳 |
| | 総 務 部 長 | 飯 野 喜 行 |
| | 市 民 部 長 | 小 川 茂 生 |
| | 保 健 福 祉 部 長 | 内 藤 雪 枝 |
| | 環 境 経 済 部 長 | 山 岡 孝 |
| | 建 設 部 長 | 長谷川 啓 一 |
| | 教 育 部 長 | 吉 田 茂 男 |
| | 議 会 事 務 局 長 | 野 口 克 己 |
| | 会 計 管 理 者 | 関 達 彦 |
| | 秘 書 課 長 | 稲 葉 健 一 |
| | 広 報 政 策 課 長 | 植 田 英 子 |
| | 経 営 企 画 部 次 長 兼 政 策 企 画 課 長 | 二 野 屏 公 司 |
| | 創 生 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長 | 椎 名 弘 文 |
| | 財 政 課 長 | 糸 賀 修 |

| | |
|-------------------|---------|
| 総務部次長兼人事課長 | 本 多 聡 |
| 総 務 課 長 | 橋 本 円 |
| 管 財 課 長 | 小 林 浩 子 |
| 契 約 検 査 課 長 | 門 倉 史 明 |
| 税 務 課 長 | 晝 田 典 義 |
| 収 納 課 長 | 大和田 伸 一 |
| 市民部次長兼市民活動課長 | 栗 山 裕 一 |
| 総 合 窓 口 課 長 | 川真田 智 子 |
| デジタル推進課長 | 大 町 泰 介 |
| 地 域 安 全 課 長 | 風 間 正 志 |
| 防 災 課 長 | 中 澤 久 |
| 教育委員会次長兼学校教育課長 | 川真田 英 行 |
| 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 | 高 橋 頼 輝 |
| 教 育 企 画 課 長 | 吉 田 充 生 |
| 指 導 課 長 | 河 村 博 行 |
| 文 化 芸 術 課 長 | 糸 賀 珠 絵 |
| 生涯学習課長兼中央図書館長 | 斎 藤 正 浩 |
| 保健福祉部次長兼こども家庭課長 | 飯 島 希 美 |
| 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 | 渡 辺 恭 子 |
| 社 会 福 祉 課 長 | 石 塚 悟 |
| 保 育 課 長 | 橋 本 早 苗 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | 宮 本 史 朗 |
| 医 療 年 金 課 長 | 石 野 尚 生 |
| 環境経済部次長兼商工観光課長 | 大 徳 通 夫 |
| 環 境 政 策 課 長 | 飯 島 敦 子 |
| 廃 棄 物 対 策 課 長 | 岩 瀬 義 幸 |
| 農 業 政 策 課 長 | 神 戸 千 夏 |
| 建設部次長兼都市計画課長 | 藤 木 光 二 |
| 建設部次長兼下水道課長 | 野 島 正 弘 |
| 空 家 対 策 課 長 | 柴 田 賢 治 |
| 建 築 住 宅 課 長 | 高 野 裕 行 |
| 道 路 整 備 課 長 | 加 藤 大 典 |
| 監査委員事務局長 | 大 里 明 子 |
| 農業委員会事務局長 | 榎 本 友 好 |
| 庶 務 議 事 課 長 | 飯 田 晴 男 |
| 庶 務 議 事 課 長 補 佐 | 宮 田 修 |

書
書

記
記

椎 名 紗央里
田 上 洋 子

令和4年第3回牛久市議会定例会決算特別委員会審議日程表

| 付託案件名 認定第1号 令和3年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 月 日 等 | 部 課 等 名 | 審 議 項 目 |
| 9月13日(火) 午前10時～ 第3会議室 | 環境経済部 建設部 農業委員会事務局 監査委員・事務局 | 令和3年度牛久市一般会計歳入歳出決算中 ・環境経済部、建設部等所管の歳入 ・環境経済部、建設部等所管の歳出 (令和3年度課別事務事業一覧参照) |
| | 保健福祉部 監査委員・事務局 | ・令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 ・令和3年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出決算 ・令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 |
| | 環境経済部 建設部 監査委員・事務局 | ・令和3年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出決算 ・令和3年度牛久市下水道事業会計歳入歳出決算 |

午前10時00分開会

○遠藤委員長 おはようございます。

少し時間前でございますが、皆さんおそろいですので、始めたいと思います。

建設部より、令和3年度の決算位置図（一般会計）その1、その2について、配付の依頼がありましたので、これを許可いたします。議場に配付をいたしました。

これより前回に引き続き決算特別委員会を開きます。

認定第1号令和3年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

まず、環境経済部、建設部等所管について問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。環境経済部長。

○山岡環境経済部長 おはようございます。環境経済部、山岡です。よろしく願いいたします。

環境経済部の令和3年度の決算概要につきまして御説明させていただきます。

歳出予算現額20億4,371万円に対し、執行額は19億1,972万432円で、執行率は93.9%でありました。前年度決算と比較しまして、予算現額で6億1,798万円、執行額で6億2,182万円の減となりましたが、減額の主な理由としましては、一部企業の企業誘致奨励金交付期間終了に伴う基金積立金の減、また前年度においては新型コロナウイルス感染症対策補助金交付を実施したことなどによるものでございます。事業を執行するための歳入総額は、国庫補助金、県補助金、使用料及び手数料、繰入金など6億2,007万円でありました。

次に、各課における決算の概要について御説明いたします。

初めに、環境政策課でございますが、歳入につきましては国庫補助金、県補助金などで、歳入総額は3,890万円となっております。歳出につきましては、予算現額1億8,886万円に対し、1億8,084万円を執行いたしました。執行率は95.8%となります。前年度比377万円の増となりましたが、主な理由としましては、長寿命化計画に伴ううしくあみ斎場照明設備更新工事を実施したことにより斎場組合運営負担金が増となったことによるものでございます。

主な事業でございますが、水質浄化対策として合併浄化槽設置補助やうしくあみ斎場運営負担金、BDF・ペレット製造委託等、バイオマスタウン構想の運用、環境基本計画の策定など環境衛生費に1億6,590万円、自動車騒音、振動や河川水質調査など公害対策費に716万円を支出いたしました。

次に、廃棄物対策課でございますが、歳入総額は2億7,039万円で、主な歳入はじんかい処理手数料1億3,942万円、回収資源等売りさばき料1億2,439万円などがございます。歳出につきましては、予算現額12億4,240万円に対し、12億90万円を支出し、執行率は96.7%となります。前年度比937万円の減となりましたが、主な理由としましては、龍ヶ崎地方衛生組合に対する負担金において、基幹的設備改良工事負担分が令和2年度で終了したことによるものでございます。

主な事業でございますが、ごみの収集運搬経費、クリーンセンターの維持管理費、焼却灰の処

分などのじんかい処理費として11億3,464万円、し尿の収集や処理のため、し尿処理費として4,732万円を支出いたしました。

次に、農業政策課につきましては、歳入総額は4,484万円で、主な歳入は県補助金2,485万円、森林環境譲与税830万円などでございます。歳出につきましては、予算現額1億118万円に対し、9,037万円を支出し、執行率は89.3%となります。前年度比372万円の減となりましたが、主な理由としましては、土地改良区にて実施いたしました機場ポンプ等の補修件数が1件のみであったことから、農業整備事業補助金が減額となったことによるものでございます。

主な事業でございますが、新規就農者やJA各部会に対する青果物等集荷用梱包箱などへの補助や農地中間管理事業の推進など農業振興費に6,514万円、各土地改良区に対する運営補助や施設管理補助など農地費に1,449万円を支出いたしました。

次に、商工観光課につきましては、歳入総額は2億6,226万円で、主な歳入は企業誘致奨励金交付に係る基金繰入金2億4,245万円でございます。歳出につきましては、予算現額4億9,684万円に対し、4億3,420万円を支出し、執行率は87.4%となります。前年度比6億1,319万円の減となりましたが、主な理由としては、先ほども御説明しましたが、一部企業の企業誘致奨励金交付期間終了に伴う基金積立金の減、また前年度においては新型コロナウイルス感染症対策補助金交付を実施したことなどによるものでございます。

主な事業でございますが、事業継続支援としての事業者応援給付金、取扱店舗負担分補填を含めたハートフルクーポン券事業補助金、企業誘致条例による奨励金など商工業振興費に3億9,432万円を支出いたしました。

最後に、農業委員会となりますが、歳入総額は366万円で、県補助金335万円、受託事業収入30万円でございます。歳出につきましては、予算現額1,442万円に対し、1,340万円を支出し、執行率は92.9%でございます。

主な事業でございますが、継続事業として月2回の農地パトロールを実施し、無断転用の防止及び優良農地の確保に取り組んでおります。

以上が環境経済部各課における決算の概要でございます。

○遠藤委員長 建設部長。

○長谷川建設部長 建設部、長谷川でございます。おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、建設部の令和3年度の決算概要につきまして御説明いたします。

歳出予算現額26億6,941万8,000円に対しまして、執行額20億4,253万8,239円で、執行率は76.5%でございます。前年度決算と比較いたしまして、予算現額で約3億1,855万円、執行額で約9,437万円の増となりました。主な理由としては、令和3年度に全線開通いたしました市道23号線、牛久駅西口ロータリー工事及びペDESTリアンデッキ整備工事等によるものでございます。また、年度内に完了が見込めない5億4,373万3,000円は翌年度に繰越しさせていただいております。

次に、歳入ですが、これらの事業を執行するため、国庫補助金、使用料及び手数料、繰入金など、歳入総額は4億4,826万円でございます。

次に、各課における決算の概要につきまして御説明いたします。

初めに、道路整備課でございますが、歳入につきましては、国庫補助金、未利用地売却による土地売却収入、道路占用料など、歳入総額は3億3,013万円となっております。歳出につきましては、予算現額14億545万円に対し、9億4,843万円を支出し、執行率は67.5%となりました。また、4億328万円を翌年度に繰越ししております。

主な事業でございますが、道路維持費におきまして、道路維持修繕計画に基づき、市道7号線、鎌倉街道、市道21号線、ふれあい道路などの舗装改修工事を実施するなど2億3,899万円を支出いたしました。道路新設改良費では、市道23号線（城中田宮線）事業のほか、狹隘道路の解消、通学路の安全確保や牛久駅西口ロータリー改修工事などに4億9,916万円、また排水路整備として、市道1285号線、こちらみどり野地区でございます。その冠水工事対策として2,043万円を支出いたしました。今後もインフラ施設の計画的な整備と適正な維持管理に努めてまいります。

次に、都市計画課でございますが、歳入総額6,290万円で、主な内訳は国庫補助金5,327万円、そのほか使用料、雑収入でございます。歳出につきましては、予算現額6億2,428万円に対し4億7,799万円を支出し、執行率は76.6%となります。また、1億4,044万円を翌年度に繰越ししております。

主な事業でございますが、北部地域における宅地開発調査業務など都市計画を適正に管理する事業として都市計画総務費に4,488万円、公園、緑地、街路樹の植栽管理や公園内の遊具更新工事など公園費に2億2,303万円、また牛久駅及びひたち野うしく駅のエスカレーター、エレベーターを安全に運転するため点検及び維持補修、駅周辺整備費に1億4,668万円を支出いたしました。

次に、空家対策課ですが、歳入総額309万円、歳出につきましては、予算現額1,607万円に対し、1,464万円を支出いたしました。執行率は91.1%であります。主な内容ですが、管理不全空き家対策として、岡見町にて特定空家を略式代執行により解体撤去を行いました。その他、所有者の指導や不存在物件の調査及びアンケート調査、無料相談会の実施、空家・空地バンクによる利活用の推進などを行い、引き続き空家等対策計画に基づきまして、発生抑制、利活用及び管理不全空き家の解消に向けて取り組んでおります。

次に、建築住宅課ですが、歳入総額5,212万円で、主な歳入は市営住宅の使用料を含む使用料及び手数料4,031万円、市営住宅の長寿命化による国庫補助金984万円などがございます。歳出につきましては、予算現額7,008万円に対し、4,795万円を支出し、執行率は68.4%となりました。

主な事業ですが、市営住宅を維持管理する等の住宅管理費に3,774万円、都市計画法改正に伴う実態調査等の都市計画総務費に583万円を支出いたしました。

最後に、下水道課ですが、歳出予算5億5,031万円に対し、同額の5億5,351万円を

支出し、執行率は100%でございます。内容としましては、全額、公共下水道事業会計への繰出金として支出いたしました。

以上が建設部各課における決算の概要でございます。

また、冒頭、委員長より御案内がありましたが、道路整備課における事業箇所を示す令和3年度会計位置図（一般会計）その1、その2を机上に配付させていただいたことと、それからSide Booksにも上げさせていただきましたので、御参考にしていただければと思います。

説明は以上です。

○遠藤委員長 これより環境経済部、建設部等所管について、質疑のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 鈴木でございます。よろしく申し上げます。

歳出の項目について、まず3点お聞きしたいと思います。

1つは、252ページ、0103「合併処理浄化槽の設置を助成する」。この助成対象件数、お示しいただきたいと思います。

次に、270ページ、0108、ふれあい訪問収集、この件数、それから、ふれあい訪問収集の対象要件も、すみません、お願いします。

それから、288ページ、0107「企業を誘致し、進出希望企業を審査する」の進出希望企業数、こちらもお示しいただければと思います。

以上です。

○遠藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 環境政策課、飯島です。よろしくお願いたします。

決算書252ページ、事業番号0103「合併処理浄化槽の設置を助成する」の補助金、合併処理浄化槽設置補助金2,899万円の件数、内訳について御説明させていただきます。

一般住宅の浄化槽の設置に伴う補助としまして、性能のいい浄化槽に転換をしたものが23基で2,164万3,000円、新築に伴う設置が18基で734万7,000円で、合計41基となっております。

以上になります。

○遠藤委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 廃棄物対策課の岩瀬です。よろしく申し上げます。

ふれあい訪問収集の件数と基準、そちらについてお答えしたいと思います。

現在、ふれあい訪問収集、そちらを利用されている世帯は40世帯という形になってございます。

こちらの基準なんですけれども、おおむね65歳以上の介護を必要として、自由な行動を取ることが難しく、家族の協力とか他者の支援を得ることができない高齢者や障害者世帯が対象という形になってございます。

以上です。

○遠藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 おはようございます。商工観光課、大徳です。よろしくお願いたします。

「企業を誘致し、進出希望企業を審査する」の進出希望企業数という御質問でございますが、工業団地内や圏央道阿見東インター付近へ進出を希望する企業から、年間10件程度ではあります。お問合せをいただいております。それに対しまして、工業団地には空き区画がないこと、またインター付近にも市所有の提供できる土地はないということを説明しております。正確な件数は把握していないんですけれども、本事業の主な業務内容といたしましては、企業が進出しやすい環境にするために、新たに進出した、あるいは設備を増設した企業に対し、固定資産税相当分を3年間、奨励金として交付するといった事業です。

企業進出の実績といたしまして、また、この奨励金を受けたものにつきましては、阿見東インター付近で、桂工業団地の進入路沿いになるんですけれども、平成29年度と令和2年度にそれぞれ1社、物流業者が進出をしてくれております。

以上です。

○遠藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 これは、合併処理浄化槽、すみません、その性能にもいろいろよるんでしょうけれども、一つ、これは設置するのにどれくらい実際かかるのか。そのうちの補助率はどのくらいなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、進出希望企業の審査なんですが、牛久のほうは進出を希望しても空きがないというか、空いている土地がちょっとないというお話なんですが、今後土地というものは何か見つけて整備をするとか、そういう予定というものはあるのかどうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○遠藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

浄化槽の設置費につきましては、5人槽、7人槽、10人槽とございまして、大きさが様々なんですが、それぞれ、大きいものと100万円程度かかるということで、7人槽が大体多いんですけれども、そちらの補助につきましては46万2,000円ですので、半分よりちょっと少ないぐらい、ほぼ2分の1ぐらいです。10人槽ですと58万5,000円になりますので、半分程度ということになります。ちなみに5人槽ですと38万4,000円の補助額となっております。

転換につきましては、県から、森林湖沼環境税を活用しまして、上乗せ額がございまして、それぞれ5人槽が20万1,000円、7人槽が28万6,000円、10人槽が38万3,000円と上乗せ額がございまして、そちらを利用していただいております。

以上です。

○遠藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 進出を希望する企業に対して土地を用意するというか、整備するという件についてなんですけれども、現在、工業団地を拡幅するとかという予定はないんですけれども、今、圏央道沿いに、圏央道、全線開通しまして、片側2車線化というものも近

い将来になるということで、県が主導で動いていまして、圏央道沿いの市町村に対して企業進出がしやすいようにというような働きかけとか、そういった制度にしていきたいということで県が動いていまして、先日、牛久市の商工観光課にも県のほうで説明に来たところなんですけれども、そういった形で企業が進出しやすいような土地の提供というものが、もしかしたら今後できるのかもしれないというところを、現時点では、今はここまでしかお話しできないんですけれども、そういった動きがあるということでございます。

以上です。

○遠藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 もう一つだけ、すみません、合併処理浄化槽の件なんですけど、これは設置する際の助成、単純処理浄化槽から転換する際の助成があると思うんですけども、これは壊れてしまった場合、そのときというのは助成が出るのかどうか、お示しいただきたいと思います。

○遠藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 壊れてしまった場合は、より性能のいいものに転換される場合は助成対象となります。また、土砂崩れなどの災害等で壊れてしまった場合は、同じ性能のものであっても対象となります。

以上になります。

○遠藤委員長 次に、質疑のある方は御発言願います。伊藤委員。

○伊藤委員 3点質問させていただきます。

288ページ、「牛久市商工会の運営を助成する」につきまして、商工会でうしくぐるぐる大作戦と題しましてクーポン券を発行いたしましたけど、そちらの成果で伺っていることはあるのかどうかについて確認をしたいと思います。

また、すみません、こちらは通告していなかったんですが、290ページ、「中小企業に資金融資の助成をする」につきまして、こちらコロナ対策融資の負担金とのことではありますが、企業のほうでそろそろ返済が始まる頃かなと思いますけど、企業のほうで返済が大変とか、そういった状況は確認しているのかどうかについて、確認をしたいと思います。

また、「環境イベントを企画し開催する」、こちらは昨年度、コロナに伴って中止ということで、決算額ゼロ円ではありますが、こちら、うしくみらいエコフェスタのことかと思いますが、今後の方向性について確認をできればと思います。

以上3点になります。

○遠藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 お答えいたします。

まず、「牛久市商工会の運営を助成する」の中の、うしくぐるぐる大作戦なんですけれども、こちらにつきましては、商工会の運営費の決算額2,094万480円のうち、391万1,700円をぐるぐる大作戦の補助金として支出しております。うちクーポンに対する補助額は192万2,400円と、総額のおよそ半分がクーポン券として使われたという実績がございます。これで、このぐるぐる大作戦の発行によりまして、新たな店舗を知ることができたとか、あとは

リピーターさんがついてくれたとかというような、おおむね各店舗さんにとりましては満足しているというような回答をいただいております。

次に、「中小企業に資金融資の助成をする」の、企業の返済がそろそろ始まるということで、返済状況について確認をしているかということなんですけれども、こちらにつきましては銀行と企業さんとの最終的な契約になっていますので、こちらにつきましては確認はできておりません。以上です。

○遠藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 それでは、エコフェスタの今後についてお答えさせていただきます。

エコフェスタにつきましては、青年会議所のメンバーが中心となりまして実行委員会を立ち上げまして、今まで12回にわたり開催してまいりまして、令和2年度、3年度とコロナウイルスの感染症拡大によって、残念ながら13回、14回は中止となった次第でございます。今年度につきましては、当初、第7波の感染拡大によりまして、開催は難しいのではないかとということで、1回は中止にしようかということにはなったんですが、市長とかとも相談しまして、市民はそういうイベントを待っている、感染も落ち着いてきたから実施したらどうかということで、再度協議をしまして、それではみんなでやりましょうということになりまして、今年10月16日の日曜日に10時から3時の時間で開催をすることで決定いたしました。10月1日の広報うしくと、また記者会見等で発表させていただきたいと思っております。

内容につきましては、今まで開催してきた内容とほぼ同じなんですが、少しちょっと準備が8月末ぐらいから始まったもので、前のよりは少し縮小して、開催することが一番大事だということで、ちょっとエコブース等は縮小して、店の間隔を空けて、ちょっと感染防止に努めるように、ちょっとお店の数は少なくなります。あと、体育館の中でアンパンマンショーを予定しておりますので、お子さんがちょっと集まっていたかかなど。あと、残念ながら、ちょっとフリーマーケットは前の週にゴッ多市がある関係で、ちょっとフリーマーケットのほうは行わないこととなりました。以上です。

○遠藤委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 うしくぐるぐる大作戦の、そのうちのクーポン券の補助が約192万円とのことでありましたが、こちらは使われた分に対するの金額ということであるのか。それとも、最初に192万円を補助しまして、使われた枚数にかかわらず192万円ということなのか、確認をしたいと思えます。

○遠藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 実際に使われた額に対するの補助でございます。

以上です。

○遠藤委員長 それでは、質疑のある方、御発言願います。長田委員。

○長田委員 長田です。よろしくお願いいたします。

すみません、通告していないので、分かればお答えいただきたいと思います。252ページの0101「有害虫等を駆除する」。今ぐらいの時期からスズメバチが活性化すると思うんですけ

れども、毎年市民の方からたくさん連絡をもらうので、質問させていただきます。

予算額から、多分61万3,000円かな、増額となっていますが、増額になった原因としては、駆除数が多かったのか、それとも委託料の増額の問題なのかについてをお願いします。

あと、そういう市民からの対応は全て市がしているのかどうか。ほかとも連携してやっているとかがあればお伺いいたします。

また、委託先はどのように決めているのかも分かりましたらお願いいたします。

次に、268ページの0103「リサイクルプラザを維持管理する」。クリーンセンターにリサイクルショップがあると思うんですが、シルバー人材が全て運営しているということはお聞きしているんですけれども、賃料などは発生しているのかどうかと、あと、また売上げがどのくらいあるのか、もし把握していればお伺いしたいと思います。

以上2点です。

○遠藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 それでは、蜂の駆除事業について御説明させていただきます。

令和3年度に委託料がちょっと増えたと、流用を行ったことなんですけれども、長田委員のおっしゃるとおり駆除件数が増えまして、令和2年度が委託の総数が101件だったものが、令和3年度が175件になりまして、何か分からないんですけれども、1年置きに増えたり減ったり、次の年は減ったり、その次は増えたりという感じになっているようで、3年度は74件増えたための増額でございます。

委託先につきましては、ヒュリカさんに委託をしているんですけれども、毎年3社から見積りを取って、3年度は1社辞退されたんですけれども、もう一社とヒュリカさんで見積り額を比較しましたところ、倍以上の開きがあったということで、随契の7号で、随意契約をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○遠藤委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 それでは、リサイクルショップ、こちらのお答えをしたいと思います。

こちらのショップなんですけれども、クリーンセンターのリサイクルプラザ、こちらのショップのところをシルバーさんに使っていただいて運営するものになりまして、こちらの金額については免除という形で取らせていただいております。

販売金額なんですけれども、こちらシルバー人材センター、そちらの歳入という形になります。確認したところ、令和3年度の販売金額といたしましては490万9,238円の売上げがあったそうです。

以上になります。

○遠藤委員長 長田委員。

○長田委員 1点再質問させていただきます。

スズメバチの駆除で1回当たり幾らという契約なのか、それとも大きさとかそういったもので変わってくるのかを教えてください。

○遠藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

その蜂の巣のある場所によって、またスズメバチが、委託しているものはスズメバチの駆除なんですけれども、簡単に取れる場所にある場合は1万1,000円でして、天井裏とか取るのが困難な場所だと1万6,000円、スズメバチの種類がオオスズメバチだった場合はちょっと高くなりまして2万3,000円、あと巣が取れないところで薬剤の散布のみが1万3,000円、また難しいところ、高いところであったり、ちょっと取るのが難しく、それと困難な場所、そういうところの薬剤散布が1万7,000円、また確認のみというのものもあるんですが、これは2件あったんですが、これは5,000円という単価になって、それぞれで分けております。

以上です。

○遠藤委員長 それでは、質疑のある方、御発言願います。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

今の、ちょっとスズメバチの関連でもう少しお聞きしたいんですけれども、今175件ということで、1件当たり1万円から2万円というお話だったんですが、これは令和4年度、今年度はこの事業がなくなったということで市民の方からも、どうしてなくなったんだというお声があって、この前、市に確認したら、そういうものがなくなったということで業者を紹介していただいて、その業者で見積りしてもらったところ、その方は庭の木のところについていたんですけれども、スズメバチの巣があったんですが、4万円から5万円すると言われて、それはやっぱり結構な金額で、今の委託料と比べると随分違うなという気がしたんですが、これを令和3年度を機に、令和4年度からはこの事業をなくしたというところ、まずその理由ですね、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、256ページの0110「バイオマスタウン構想を運用する」というところで、今回資料としても、BDFとペレット、それぞれを製造単価なども含めて出していただいたんですが、この製造単価も、その年度年度によって製造量とも関わってくるんでしょうけれども、単価の結構振れ幅があるなという気がしたんですが、この辺は何によってこういう単価が影響されるのかということをお伺いしたいと思います。

そして、今ペレットが使われているところ、本庁舎、中央図書館、学校というふうには理解しているんですが、それでよろしいのかどうかをお伺いしたいと思います。そこでどれほどの量が使われているのかということもお伺いしたいと思います。

それからもう一点、同じ環境政策課で168ページ、0109の「地球温暖化対策を推進する」。これは認定資料のほうにもあるんですけれども、エネファームの補助金が減額になって9万円から4万円ということで、令和3年度は台数も随分減っているかと思うんですね。それに対して、蓄電システムというものが随分増えている。これからの社会状況でこういうふうになっていくのかなとは思いますが、令和4年度のホームページを見ますと、蓄電システムのほうはもう終了してしまっていて、ほかの自治体も見ると、やはり終了しているところが多いんですが、この終了というものは、例えば補助金の枠があって、牛久市の場合ここまでという枠があって、

そういう形になっているのか。ちょっとその辺の補助金、もしくは市の単費の補助金、その辺の関係も含めてお伺いしたいと思います。

以上3件です。

○遠藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

まず、スズメバチの駆除事業なんですけれども、山本委員のおっしゃるとおり、令和4年度から駆除事業の委託を廃止させていただきました。もちろん、一般家庭や個人の土地の駆除は廃止になったんですが、公園ですとか、道路ですとか、公共の施設等の、個人の利用者の土地とか、そういう民地以外のところは市で、担当課で駆除、薬剤の散布等を行っております。

こちらの駆除事業につきましては、平成17年度から市民生活の安全確保のために始まった事業なんですけど、その当時は駆除する業者さんも2社ほどしかなくて、市のほうで職員も対応したり、業者さんに委託したりということで駆除を行ってきたんですけれども、令和3年度になりまして、このときは発生件数も多かったんですが、通報件数は約400件ありまして、スズメバチの駆除以外もあるんですけれども、スズメバチの駆除は全部で260件を超える件数でした。委託のほうは175件なんですけど、職員が対応しているものも80件近く、また日曜日とか祝日で業者も職員も対応できない場合で、危険な場合は消防署のほうも対応していただいたんですが、そちらは9件ということで、大分あったんですね。

今後どうするかということをちょっと考えましたときに、今現在、民間の業者さんが近隣、龍ヶ崎市さんも含めて4社ございまして、1社でこちらで委託で集中してしまうよりは、個人のお宅とか事業所の土地とかであった場合は、直接市民の方から業者さんをお願いしてもらって、そちら、それぞれの業者さんをお願いしてもらうことによって、民間の活用にもなって、民間の競争力が働くということで、4年度については恐れ入りますが、そちらの業者さんを紹介させていただくという形に変えさせていただきました。

続きまして、「バイオマスタウン構想を運用する」につきましては、製造単価がその年度によってまちまち、製造量を増やせば下がって、減らせば上がるということはもちろんなんですけれども、そのとき、その年度、その年度によりまして経常的経費というものがかかってまいります。人件費であったり、資材費、また電気料金、火災保険、警備委託、また原材料費、買取りの購入費、また点検、そういう製造機械の修理や、BDFを回収する車両の車検とか、そういった維持管理費が、その年度、その年度によってちょっと増えたり減ったり、製造量が多くなれば電気料とかも増えたり、人件費も増えたり、また、その年度にたまたま機械が壊れてしまって、多くの修繕費がかかってしまったと。その年度の経常的経費が増えて、製造量が減ると、さらに単価が上がったり、製造量は増えたんだけど、そういった経費がかかったために単価は増えてしまったりというものが現状でございます。

ペレットの販売先なんですけれども、市役所や図書館はペレットストーブですとか、空調に使ったり、冷温水器と、購入して、空調に利用したりということがありますけれども、そのほか各小中学校や生涯学習センター、福祉センター、クリーンセンター、青果市場、またうしくあみ斎

場でも利用していただいております。また、企業でも一部利用していただいたり、また店頭で、市内の4業者さんに仕入価格で購入していただいて、販売価格で契約、それぞれの単価を契約して、その単価で販売していただいたりということを行っています。

市役所では年間約40トンのペレットの利用があります。また、図書館が16トン、小中学校が合わせまして9.2トンぐらいの利用をしていただいております。

続きまして、「地球温暖化対策を推進する」のエネファームと蓄電池の補助金についてなんですけれども、まずエネファームの補助金なんですけれども、令和2年度につきましては19件の申請がございます。補助をさせていただいたんですけれども、令和3年度は3件ということで非常に減少してしまいました。その理由としましては、このエネファームというものを導入する企業が減ったということも何かあるらしいんですが、それよりも太陽光発電を利用した蓄電池の利用のほうにシフトしているのではないかと考えられます。令和3年度につきましては、19件申請があったことの実績で、20件のエネファームの件数を見込んで計上したんですけれども、実際は3件の申請しかなかったということです。

蓄電池の補助金につきましては、令和3年度で39件申請がございまして、実際44件で見込んでいたんですが、39件であったと。39件の実績があったので、4年度については、ちょっと増やして48件見ているんですけれども、既に申請がもういっぱいになってしまったということです。3年度同様、エネファームについては現在2件しか来ていない状況です。

今後、その枠が決まっているかということなんですけれども、枠は決まっているわけではなくて、実績に基づいて計上しただけで、今年度すごい申請が、早くも締め切ってしまったぐらいの状況なので、これからも、今、電気料が高騰していますので、太陽光発電の蓄電池の導入というものは進んでいくと思いますので、この件数を増やしていこうと、来年度の計上は増やしていければいいと思っています。

件数については、県から30台分ぐらいほど毎年来ているんですけれども、5万円掛ける30台分ぐらいですね、それが確認したんですが、毎年そのぐらいしか見込めないと、予定はしていないということでしたので、県からの補助は見込めないんですが、市の一般財源から出せるように、ちょっと財政課に相談しながら、また来年度、ちょっと増やして計上していければいいかなと考えております。

このぐらいでしたでしょうか。すみません、まとまりませんが、以上です。

○遠藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

スズメバチに関しては、職員の方も80件対応してくださっているということで、私もその辺、自分が勤めているときに、会計年度職員がそういうところに行って、結構危険な仕事なので、そういうことを職員の方がされるのは、私としてはどうかなと、ちょっと思っているところはあったので。委託というのも致し方ないのかとは思いますが、ただ値段的に本当に四、五万円かかるというのは、高齢者のお宅にとっては大変なことで、例えばこれを令和4年度、全部なくすのではなく、例えばその4社の委託をしたとしても幾らかの助成みたいな、その中の幾らかを助

成するというような、そういう議論は行われなかったのかというところ、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、ペレットなんですけれども、これに関しては、どうしても臭いというんですかね、独特な臭いがするので、それに対する苦情みたいなもの、使い勝手というのか、そういったものは市に届いているのかというところをお伺いしたいと思います。

このペレットを見ても、自家消費がほとんどで、なかなか一般の家庭には普及していないというのが思うところなんですけれども、この市内代理店4か所ということも、どこまで市民が知っているかという、ちょっと周知も含めて、そういう一般家庭への普及というものを今後どうしていくのか。もともとのペレットを使うストーブが結構お値段も高いし、なかなか導入が難しいところはあるかと思うんですが、ゼロカーボンシティという中では、その辺のところも大事なことになるのかなと思いますので、そこをお伺いしたいと思います。

蓄電システムに関しては、本当にどの自治体ももうほとんど割当てが終わっているというのになっていたので、県の補助金で賄えないところは市のほうでというのは、ゼロカーボンシティを目指している中では、そこに予算をつけていくことも確かに大切なことかなと思うので。

今、令和4年度はなくなってしまったら、次は令和5年度しかないということの理解でよろしいのか。ちょっと確認したいと思います。

以上です。

○遠藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 まず、スズメバチ駆除事業の補助制度ですね、令和3年度から4年度廃止するに当たって協議したかということなんです、近隣の調査は行っておりますが、実際、助成、補助金を補正するまでには至っていません。実際、阿見町では駆除経費の2分の1、1万5,000円を上限として補助しているということで、また稲敷市と土浦市はスズメバチのみ委託をまだ行っているということで、龍ヶ崎は紹介のみ、取手市さんも紹介のみ、つくば市さんもスズメバチ、アシナガバチは委託で対応している。殺虫剤費は各自自己負担ということですが、それぞれ対応されているところもありますので、今後、補助金とか出すことが可能かどうか、ちょっと課内で協議してまいりたいと思います。

ペレットの販売先ですね、今、市内4社が仕入れと販売を行っていただいているんですが、それはほとんど小中学校や生涯学習センターにその4社が、ここはこの小学校とこの生涯学習センターと、割り振りをして、購入して、販売、運搬ということで、それぞれ割当てがあって、そこをお願いしているところなんです、一般家庭の販売がなかなかまだ進んでいないということもありますので、そういったところを周知して、こういうところで販売していますよということで、ペレットストーブの燃料、今では安いペレットとか売ってたりするのもあるんですけども、いろいろ価格とか調べてみたら、今そんなに変わらないのかなというの思いますので。ペレットストーブ以外でも、これだと本来の目的ではないんですが、何かペットのトイレにも使えるみたいな、猫のトイレ、それは二酸化炭素削減にはつながらないと思うんですが、いろんな用途もありますので、そういうことも考えながら、ちょっと周知していきたいと思っております。

ます。

苦情等が来ているかということなのですが、ホワイトペレットになってからは特にそういう苦情は少ないというか、私が来てからはない、今ペレットストーブを使っていないですけれども、使って、庁舎内でちょっと燃焼が弱くて臭いが出ちゃったりということは経験があるんですけれども、特にあまり聞かないです。ただ、全木ペレットで間伐材とかを利用して、全部その木を全て利用した全木ペレットというものも少量ではありますが作っているんで、そちらはちょっとやっぱり燃やすと少し臭いが出たりということはあるみたいなので、そちらの利用については一部の企業様のみとなっております。

蓄電システムの、蓄電池の補助についても今後増やしていけるようにしたい。増やすということでしたっけ、ごめんなさい、質問を。そうでした。今のところないんですけれども、現在コロナ対策交付金で新しい何か、光熱費とかの値上げを対象として、物価の高騰の対策の交付金みたいなものが今度また国から通知が来たということもちょっと聞きましたので、そういったものを利用できないかということで、ちょっと検討はしていきたいと思っておりますが、今のところは今年度は終了してしまっております。

今後、固定価格で買い取るというものが2009年度から始まって、10年目を迎える方が今後増えてくると、今度は価格が変わってしまって大幅に下がってしまうということで、今後は、電気料も高騰しているんで、自分の家で発電したものは売らないで家庭で利用しようというものがますます増えてくることが予想されるので、そういう蓄電池の設置は今後、牛久市としても二酸化炭素削減のために進めていかなければならないものとは考えております。

以上です。

○遠藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 では、よろしく願いいたします。

ページ数としては252ページ、同僚議員お二人からスズメバチ駆除の御質問がありましたので、課長から御答弁を頂戴いたしまして、それを受けて、またちょっと再度質問をさせていただきます。

スズメバチ苦情が年々増えている。地球温暖化の影響もあるんだと思います。この事業が、まず、やるきっかけとなったのが、やはり市民の安全を保つためにと、先ほど課長がおっしゃいました。このスズメバチはやっぱり命に及ぶことですよ。それなのになくすのかということですよ。この前も御相談を受けた方は、空き地にスズメバチの巣が2つも3つもあったと。そうしたら、そちらでやってくださいと言われてた。でも結局空き地ですから、誰の持ち物かも分からないから、たまたま区の役員の方だったので、行政区の中の空き地だったので、区費で何とか賄ったとおっしゃっていました。でも5万円もするんだよねという話ですよ。

まず、それが市の持ち物であれば市がやるけれども、人の持ち物だったらやらないということですよ。空き地だったり通学路、子供たちが遊ぶところとか、学校に行く通学路で、もしそういうスズメバチの巣があって、子供がまれにそれに触れてしまって、刺されて大けがをすることもあり得るわけですよ。

だから、やっぱりそういう命に及ぶようなことで、課長が御答弁されましたけれども、廃止する理由を正当化するための答弁だったかなと思います。

私は、先ほど龍ヶ崎とか稲敷とか、そういうお話ありましたけれども、全額補助をしなくても、やはり一部助成をするという、もう全て、全部切ってしまうのではなくて、少しはやっぱり補助をして、助成をする、少しでも安く負担にならないように考えていくことが市の役割ではないかなと思いますので、そこは今後しっかりと検討していただきたいと思うので、その点をもう一度、再度お願いいたします。

それと、通告はしていなくて申し訳ないんですけども、同じく252ページの「飼い主を登録し、狂犬病を予防する」の次のページの254ページ、「犬猫の避妊、去勢の補助をする」ということです。これは犬猫の一般のほうの件数をお願いします。それと、地域猫の避妊と去勢の件数が分かればお願いしたいと思います。一般の場合は一部助成、地域猫の場合はボランティアの方々のために全額助成になっていると思いますので、その件数をお願いしたいと思います。

それと、これも通告していません。264ページの「一般廃棄物を収集する」。それと、270ページの0106、それと0107、この事業別実績調査表を見ると、減になっているんですね、大部分が。これはやっぱりコロナ禍の影響というものがあるのかなと考えているんですけども、そのところの分析を廃棄物対策課としてはどうされているのかお伺いします。

以上です。

○遠藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

まず、スズメバチの駆除事業につきましては、秋山委員のおっしゃるとおり、市民生活の安全確保のために行っている事業でしたので、それが4年度に廃止になってしまったということに対して、思ったよりも非常に多くの市民の方からの電話があつて、課内でも、やっぱり業者さんの紹介をする件数もすごい多いので、今後ちょっと考えていかななくてはいけないねということは思っておりましたところでございます。

実際、民地の、個人の土地ですとか、事業所さんの土地ですとかというところの駆除については、それぞれで業者さんをお願いしていただくということでお伝えはしていたんですけども、所有者が分からないというところについては、市役所でお調べして、通知を出させていただくことにはしておりました。しかし、先ほどおっしゃった、行政区のお金で支出をされたというところにつきましては、子供たちが通る場所だから、すぐどうにかしたいから、通知なんかしている場合じゃないから間に合わないということでしたので、こちらから所有者さんの連絡先とか、ちょっと御住所しか、これは実はもう既になくなってしまった事業者さんだったんですけども、それですぐ、その人のところに行きたいということでしたので、こちらからは、どこの誰が持っているかということをお教えられませんので、申し訳ないんですが法務局でお調べいただかないんですということ、行政区のほうで動いていただいて、直接そちらの所有者の方に行ってもらったという経緯がございました。実際、行ったんですけども、私のほうでは、もう会社がなくなってしまったので、分からないのでどうにもできませんということをおっしゃってしまっ

たらしく、仕方なく行政区のほうで、それでやるしかないからということで支出したということ
でございました。

実際、通知を出しているところ、また不動産屋さんが所有しているというところもあって、そ
れは実際、不動産の会社に行って確認したんですが、やっぱりそちらでも社の決裁が下りないとい
うことで断られてしまいまして、実際そちらのほうはヘルスロードの脇に巣がありましたもの
で、こちらでも勝手に撤去しちゃうわけには、ちょっと危険でしたので、今回は看板を2つ作っ
て、そこに「危険ですので近寄らないでください」というものを設置させていただいたところ
でございます。

また、通学路で集合場所となっている場所の近くに巣があるよということで地元の区長さんか
ら連絡がありましたので、そちらについては学校教育課に連絡をして、集合場所を変えていただ
いたりということをした経緯はございます。

今後、補助金等、先ほど山本委員からありましたけれども、近隣の状況も踏まえながら、ちょ
っと今後に向けて協議していきたいと思っております。

また、犬猫の不妊、去勢に対する助成金の件数につきまして申し上げます。飼い主がある犬の
不妊手術の件数が75件、去勢件数が87件、犬の不妊の助成金が4,000円、去勢が3,0
00円となっております。飼い主ありの猫の不妊の補助件数が94件、去勢手術の補助件数が7
5件でございます。金額につきましては、猫の不妊が3,000円、去勢が2,000円となっ
ております。

飼い主のいない猫、ボランティアさんが捕獲をして、手術をして、またリリースするという事
業を行っていただいている、里親譲渡会とかに出す場合もあるんですが、そういった飼い主のい
ない猫の手術費の助成につきましては、猫になります、不妊手術の助成件数が21件、去勢手
術の助成件数が17件でございます。金額につきましては、不妊手術の助成金額が1万4,00
0円、去勢手術の助成金額が9,000円となっております。

以上です。

○遠藤委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 今回の廃棄物関係、そちらの事業費が減になっているけれどもというお話
なんです、こちらといたしましては処分費だとか収集運搬費とか、そういったもので発生する
費用になります。こちらの要因なんですけれども、令和2年度と比較しまして、ごみの量自体が
減になっています。それに伴いまして、関係する収集費だとか、そういったものが抑制されてい
るということになるんですけれども、こちらなんです、令和3年度もコロナウイルスの感染症
によって影響は受けたものの、令和2年度、こちらは在宅勤務とかそういうものが非常に多くて、
実際に家庭ごみの収集量としては、昨年、令和元年度とかに比べればやや多くなっていると。こ
れが令和3年度につきましては、ワクチンですか、そちらも浸透されたことによりまして、大分
コロナウイルスに関係する縛りといいますか、そういったものが緩和されたことによりまして、
在宅勤務とかもかなり緩和されていると。そういったところから、ごみの量が減ったことによる
ものだと考えてございます。

以上です。

○遠藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 すみません、しつこいようで申し訳ないんですけども、スズメバチ、看板を立てるとか、集合場所を変えるとか、それで解決する問題じゃないですよ。やっぱりスズメバチの巣はどんどん大きくなりますから。そういう解決方法ってあるのかなと、ちょっと首をかしげてしまいました。

とにかくこの事業については、少なからず前向きな方向でやっぱり考えていただいて、少しでも市民の安全、命を守るために力を尽くしていただきたいと、そう考えますので、よろしく願いします。

以上です。

○遠藤委員長 ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時15分にいたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○遠藤委員長 おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

審議を継続いたします。

質疑のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 時間も押していることですし、コンパクトにまとめていきたいと思っておりますので、答弁のほうもコンパクトで結構でございます。

それでは、258ページの、先ほども出ておりました0110のバイオマスタウン構想の運用ということで、BDF、それからペレット製造ということで、私はBDFの製造のことについて伺います。決算認定附属資料の55ページに、BDF製造の製造量、消費量、原材料回収量、これが説明資料の中に書かれておりますけれども、この原材料回収量というものは毎年そう変わらずにあるわけで、14万5,000、それが製造量ということになると5万、それで消費量がほぼそれということになりますと、その製造量、消費量に合わせて、ほぼ製造していくんだろうと思います。

そうすると、原材料というものは、これは各家庭とか事業者さんから、この収量もほぼ一定量ぐらいはあるだろうということになりますと、機械のプラントの製造、歩留りを考えると、かなりの廃油が残っているのではないかなと私は推測するんでありますが、その辺がどのように処理されているのかを伺いたいと思っております。

それから次に、278ページの農業政策課、「認定農家を育成する」というところでありますけれども、今回、補助金がスーパーL資金利子補給補助金のみとなっておりますので、当初予算で載っていた近代農業促進、それからUFOクラブの補助金、これは皆減という状況になっておりまして、その状況。それからあと、昨今の経済状況を含めると、認定農家さんも大変苦しい状況だと思っておりますけれども、このスーパーL資金の補給状況、件数などがどうなっているのか伺いま

す。

それから、もう一点が商工観光のほうで、274ページの0101の「就労団体と連絡調整をする」というところで、中退共の加入補助金の見込みの減ということがその理由になっておりますけれども、市内の現状、それから市内には中小事業者が多いと思いますので、この促進強化の方策について伺います。

以上です。

○遠藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 それではお答えいたします。

BDFの製造につきまして、原材料の回収量が約14万5,000リットルで、製造量が5万リットルということで、その余剰の廃油はどうしているのかという御質問なんですが、こちらにつきましては買取り業者さんがいらっしやいまして、そちらに引き取っていただいています。ドラム缶1缶当たり200リットルなんですが、ドラム缶1缶200リットル当たり2,000円で買い取っていただいておりますので、1リットル当たり10円となっております。

廃油を近隣市町村や事業所、また一般家庭から回収している買取り量につきましては、リッター当たり3円で買い取っておりますので、ちょっとプラスにはなっているところです。

今後なんですが、BDFの製造設備の最大BDFの製造量が18万リットルとなっております、今5万リットルですが、まだまだ製造する能力がありますので、今後いろいろな事業所さん等で産業用機械、車両に試験的に利用していただいて、今後、問題なければ全ての車両に導入してくださるとかの予定もございますし、また軽油にBDFを5%混ぜてB5軽油として販売したいという業者さんもいらっしやいますので、そういったところを今後、販路拡大して、製造量も来年度増やす予定で準備しておりますので、よろしくお願いたします。

○遠藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 農業政策課、神戸です。よろしくお願いたします。

「認定農家を育成する」のところで、補助金ですね、近代農業促進協議会とUFOクラブ、こちらに補助金が出ていないと。当初予算、計上したんですけれども、あともう一つ、全国担い手サミットin茨城というものを計上していたんですけれども、こちらは全国の担い手、認定農家の方の大会なんですけれども、こちらは茨城で開催する予定だったんですが、コロナ禍の影響によりましてウェブ開催ということで、これに対する市町村の負担金、あと、それに近代農業促進協議会のほうは補助として出なきゃいけないというのもありまして、そちらを事業として予定していたんですけれども、こちら研修も含めてできなかったということで、近代農業促進協議会の補助金もなしと。

あと、UFOクラブに関しても同じように、この全国担い手サミットin茨城、こちらの補助と、あと通常のイベントで参加したりとか、体験農業、農業の体験をやったりしているんですけれども、こちらコロナ禍のためにできなかったというのは現実となります。

それと、スーパーL資金なんですけれども、こちらの補助は件数としては2件になります。今のところ、新たにこの資金を受けている方というものはいませんで、あと、この方たちも支払

いは恐らく今年度で終わると思いますので、現在のところは以上のような状況になります。

以上です。

○遠藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 中退共の補助金についてお答えいたします。

まず、市内事業者の中退共への加入状況でございますが、令和4年8月2日現在で120社、従業員数にして872名となっています。こちら、ちょっと時点は違うんですけども、令和3年度末の商工業者数として市商工会で把握している事業者数が2,096ということですから、僅か5.7%になります。120社、872人のうち26社、62名が市の補助制度を利用しておりまして、利用割合は事業所数で見ると21.7%、従業員数で見ますと7.1%となっています。

制度の周知方法としましては、中退共からの依頼によりまして、年に1度ではあります、広報うしくに掲載をしており、併せて市の補助制度についても御案内しています。

さらなる促進強化の方法ということでございますが、市商工会発行の広報紙に掲載を依頼して、事業者向けに周知をすることや、利子補給通知など市から事業者宛てに通知するものにパンフレット等を入れて御案内するなどの方法が考えられます。

以上です。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 BDF製造のほうですけども、今後拡大のということで、やはり回収量が、皆さんこれだけ御協力くださっているわけですから、本来の事業であるBDF製造というところに持っていくということも、ただ消費拡大はそうそう図れるものではないので、その点はあるとは承知しつつ、今後の活動展開というか、事業展開のほうは、一般販売もできるような形ということもありますので、その点も含めてPR活動をお願いしたいと思います。それで、これは答弁は結構です。

それから、認定農家の育成の件ですけども、やはり昨今の経済状況の中で認定農家さんを増やしていくということもなかなか難しい状況だと思っております。新たな取組として、若手の農業者、それからグリーンファームから卒業した農家さん、そういう人たちの育成ということで、認定農家を強化していくとか、その取組についてはどうお考えなのかをちょっと再度伺いたいと思います。

それから、商工観光の中退共の加入の件ですけども、これはやはり家族経営で、そうした状況はないというようなところはあろうかと思っております。従業員を抱えているようなところでいえば、やはり加入促進、今の加入状況のパーセンテージを伺うと、非常に低いものがあると。これは担当でも御承知だと思いますが、商工会との連携の意味では、商工会の指導員の方が事業所にいろいろお出かけになって経営指導をなさっていると思うんですが、その辺の連携についてはいかがなのか伺いたいと思います。

以上です。

○遠藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

認定農家を増やすということで、実際年齢がいつている方が新しく認定農家になるということは今ほとんどありません。市の中では現在96名いるんですけれども、高齢化とともに辞める方ももちろんいらっしゃいます。

そのような中で、ただいま委員から御質問の中にありましたように、グリーンファームからは新規就農者をもろん育成して、現在市内で就農してもらっている方もいらっしゃいますし、時代なのか分かりませんが、新規の就農相談というものは市にも来ています。周りの市町村から、牛久市は土地をちゃんとあっせんしてくれると、探してくれるから、牛久市に行ったらいいよと言われるようになっていきますので。うちの課としては、そういった相談があったとき、例えば農地がないとか、こういったことをやりたいというときには、県も交えてになりますけれども、極力その方に合うような農地も探していますし、農業委員会の委員さんなんかにも協力をお願いしてまして、空き農地を探したりとか、そういったことで、農地バンクに載せるとか、そういったことではなくて、市で状況を把握しながら新規就農者を増やしていくということに力を入れております。

現在、市では補助金もありますので、そちらを実施しているのが今6名います。あと、プラス1夫婦、こちらが今現在、新規就農者として補助を受けて就農している状況ですけれども、それ以外に、年齢対象外の方でも新たに新規就農をしたいという方もいらっしゃいますので、極力そういった方に市内に引っ越してきてもらって、就農してもらおうということに力を入れて、今、農業委員会とも一緒に協力してやっている状況ですので、今後も継続していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤委員長 環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 先ほど答弁いたしましたとおり、市商工会の発行の広報紙に掲載依頼というものは一つの方法。それで、須藤委員おっしゃったように、経営指導の中でということも考えられますので、これまで経営指導の件数を見ますと、毎年900から1,000件ぐらい、事業者に対しての経営指導員による指導というものを行っておりますので、その中で中退共への加入ということも一つの、中退共加入ということの案内というものは入れてというのは商工会と連携を取りまして、中退共からも加入促進ということで広報紙に載せてくれというようなお話も来てはおりますので、そちらもちょっと商工会に働きかけてみたいと思います。

以上です。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 これは要望という形になってしまいますけれども、ただいまの中退共の話ですが、牛久市内に限らず、日本全国、やはり全事業所数の中では中小企業というものが、特に牛久市なども小さな規模のところが多いと思います。そうした方々の雇用の状況を守る。そして、それが、もちろん生涯賃金の格差は比べようありませんけれども、それでも、その後の生活を守るといふような意味では、この中退共の果たしている役割というか、それは大きいものがあると思いま

すので、ぜひその拡大、強化の方向で事業を進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、農業政策課のほうですけれども、耕作放棄地の問題も、やはり農家の高齢化とともに増えていく。そういうものをどう防止していくのかというようなことは、やはり農家さんを元気にするしかない。そうすると、農家の中で、認定農家というものはその先頭を走っているような農家さんで、農業経営というものを考えながらやっているような方が認定農家さんということになりますので。こういう農家さんを、若い世代の、これから新規就農を図りたいというような方々にとっては、そうした取組につなげるようなものというのが大事になってくると思いますので、今後ますます、そうした農業政策の方針を支援していただきたいと思います。

これは2件とも要望で、申し訳ございません。

○遠藤委員長 今の須藤委員の発言は要望ということで、答弁はよろしいということで。了解です。

それでは、質疑のある方、御発言願います。利根川委員。

○利根川委員 今回の決算の内容につきまして、事業に対する質問は各委員がしてきたので、私からは決算全般、財政運営について質問をいたします。

総務、教育、民生、各部でも同じことを指摘してきました。地方自治体の財政運営は単年度収支です。決算審査の考え方は、使ったものは何を言ってもしょうがないだろうと言う人がいますが、しかし私たちはしっかりと審査をし、次年度以降の予算編成に生かすべきと考えております。

したがって、今回の決算書を見る限り、各事業とその理由はあると思いますが、流用や不用額、そしてまた執行率の低いものが多過ぎる。各部課で予算、決算を十分精査していないのではないかと思わざるを得ません。四半期ごと、100万円以上の不用額は年度途中でも減額補正をすべきと考えます。

これまでの財政担当の方との話の中で、そのような考え方だと言っていいということでありました。それからすると、今回の決算は、財政運営が安易に行われたのではないかと思われるわけであります。

決算委員会の意見書では、経常収支比率が6.6ポイント減少したと、改善されたように書かれておりますが、私は改善されたとは思っておりません。

また、監査委員意見書では、予算編成に表れているように、財政担当者は相当な危機感を持って財政運営に当たっているが、その危機意識が全庁的に浸透しているとは言い難く、職員一人一人に対する危機意識や当事者意識の醸成が今後の課題として挙げられると指摘をしております。

それらの観点に立って質問をいたします。

決算審査の一つの目標は、私たちは、流用や充用、不用額、それとまた執行率、こういった問題を検討することが決算の審査だと思っております。しかし、今回の流用、充用、不用額等は安易に計上されているのではないかと思わざるを得ません。これについて、流用、不用額の執行率の、なぜそうなったかの説明ではなく、流用とか充用、そしてまた不用額、これについての担当課の考え方を、できれば全ての担当課長にお尋ねいたします。

○遠藤委員長 答弁を求めます。環境経済部次長兼商工観光課長。

○大徳環境経済部次長兼商工観光課長 なぜそうなったかではなくて、流用と不用額に対する考え方ということですので。

まず、流用についてはといたしますか、まずは補正ありきだと思います。お金がというか、予算が少なくて、何かの事業ができないという場合には、まずは原則は補正だと思うんですけども、それが緊急を要するものであった場合には流用、充用もやむなしではないかと考えます。

また、不用額についてでございますけれども、先ほど利根川委員から御指摘あったとおりで、年度途中であっても、議会、途中、6月、9月、12月とありますので、そこで不用額を出さないというか、不用額になることが確実な場合には、そこで減額補正をしてというのが理想的というか、そうすべきものなのかなとも考えますが、ただ年度末まで執行額が分からない、例えば変更契約が生じるとかということもあるでしょうし、昨年、一昨年、うちの商工観光課でもあったんですけども、イベントがことごとく中止になりまして、それはもうイベントがなくなりましたので、当然不用額として出ることが確実になったものですから、そちらについては年度中議会、補正予算で減額補正をしまして対応しました。

しかしながら今回、商工観光課においても結果的に4,600万円ほどの不用額が出ております。こちら、理由は結構ですということだったんですけども、これにつきましては「中小企業に資金融資の助成をする」という事業の中の中小企業の金融保証料補助金と利子補給補助金、それと牛久市事業者応援給付金、この3つでおよそ3,700万円程度の不用額を出しております。こちらについては、通常の市の制度を使うということで予算組みはしたんですけども、コロナ禍ということで、国の新たな制度ができて、そちらを利用する事業者の方が増えたということで、これらの不用額につながっているものになります。これについては理由の説明ですけども、流用と不用額の考え方については、ただいま答弁させていただいたとおりです。

以上です。

○遠藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 私も大徳次長と同じ意見でございます。緊急を要するもの以外につきましては補正で対応することが基本だと思っております。今回、スズメバチの駆除や犬猫の死体処理など、年度末に近づくにつれまして、ちょっと件数が予定、想定よりも多くなったということで流用を行ったというものがあるんですが、今後はそれを見込みを立てて補正等で計上していければいいと考えております。緊急の場合はやむを得ないものと思っております。

不用額につきましては、こちらは大徳次長のおっしゃるとおり、不用額が確定した時点で、時の議会で減額補正等として対応するようにしたいと考えております。うちの課としましては、100万円以上のものが2件、不用額となったものがございまして、計600万円ほどなんですけども、こちらにつきましても、もう少し精査しまして、減額できるところは減額して対応していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 私も大徳次長や飯島課長と考え方は同じです。必要であれば補正でやるべきだと思っております。廃棄物対策課なんですけれども、予備費を今回充当させていただきました。こちらなんですけれども、補正ということじゃなくて、予備費なんですけれども、不法投棄、こちら奥原町に、道路用地なんですけれども、そちらのほうにされてしまったことで、緊急的にすぐやらなければ2次被害が発生するという考えの下でさせていただいたものになりますので、予算につきましても、基本は補正だけでも、緊急的なもので致し方ない部分については予備費とかで対応せざるを得ないのかなという考えでおります。

以上です。

○遠藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 私は、まず会議も含めてですけれども、当初予算をしっかり立てるということを日々言っております。原則流用はしないと。ただ、やむを得ない場合、緊急の場合、補正が間に合わない場合、こういったものは仕方ないと考えますが、原則は当初予算、次は、足りなければ補正予算、こちらで対応すると。これは課員も含めて言っております。ただ、先ほども言いました緊急の場合であったりとか、どうしても補正が間に合わない、そういったことに関しては流用もやむを得ないと。

あと、不用額につきましては、当課につきましては年度末にならないと額が確定しないもの、ぎりぎり年度内、もしくは4月になってから支払いが発生するものもありますので、こちらにつきましてはある程度余裕を持って見込み値を立てておりますけれども、それに対して実績が、農業関係ですので、多少ぶれがありますので、こちらに関しての不用額が出てしまうことは致し方ないと考えておりますが、当初予算を組むときに、前年度、前々年度を見まして、あと農業関係の補助ですので、農協だったりとか、そういったところのデータも含めて見ながら積算するというのを重視してやっていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤委員長 農業委員会事務局長。

○榎本農業委員会事務局長 農業委員会、榎本です。

私は現在の部署に来てからあまり時間がたっていないので、予算の内容等は把握し切れていないところもございますが、やはりまず当初予算をしっかり立てること、神戸課長もおっしゃっていましたが、それがまず大前提だと思います。その中でも、どうしても必要なものに関してはしっかりと筋道を立てて、今回も9月補正で3万7,000円ですが、補正予算を上げておりますが、きちんと補正すべきは補正すべきと考えております。

また、不用額につきましては、やはり年度末にならないと金額が確定しないものについては多少余裕を持って置いておくべきものと考えますが、これまでのほかの課での経験から、使わないことが分かったものにつきましては、不用が分かった時点で減額補正をして、そうすることによって財政課で、またほかの必要としている課に使えることもあるかと思っておりますので、そのようなしっかりと手順を踏むべきだと思っております。

以上です。

○遠藤委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 都市計画課、藤木です。よろしくお願いいたします。

まず、流用につきましてですけれども、考え方ということですが、若干ちょっと理由もお話しさせていただきまして、昨年度うちのほうで流用させていただいたものは、公園の管理費なんかに関しましては、公園等の引込柱が腐食によってちょっと倒れそうになってしまったために立て替えをしたりとか、上池親水公園の木道の柱の部分が破損してしまって、そういったものの修繕で流用をさせていただいているという状況があります。

もう一つございまして、駅周辺の関係なんですけれども、ひたち野うしく駅のエスカレーターの光電ポールという、エスカレーターの人が通ったときに、センサーですね、その部分が破損してしまいまして、これについては機械の保険の対応になったんですけれども、保険でお金は出るんですが、取りあえずその保守、修繕する工事費については予算を確保する必要があるということで、ちょっと流用をさせていただいたというような状況がございます。

考え方といたしましては、先ほど上池親水公園の木道の話をちょっとさせていただいたんですけれども、そういった破損が出てしまったというときに、当然ほかのところも確認をしたりして、ほかにもちょっと直したほうがいいんじゃないかという部分ももちろんあったんですけれども、流用につきましては、もちろん必要最小限ということで、明らかに壊れてしまっている部分だけを流用で対応させていただいて、残りの部分につきましては今年度の予算でということで、実際、今年度、予算計上させていただいております。

そういった形で、もちろん基本的には補正等での対応ということで考えてはいますけれども、今までの課長さんたちもそうなんです、ちょっと緊急的なものに対しては流用をさせていただいているというところなんです。それに際しては当然、必要最小限となるようにして、やっていきたいと考えております。

不用額につきましては、もちろんうちの課としても、遅くとも3月補正では不用額が出ないような形での補正を行ってはおるところなんですけれども、12月補正で委託料を補正で計上させていただいて、その執行が2月に入札になってしまって、ちょっと3月の補正に間に合わなかったりとか、会計年度職員の人件費の関係とか、そういったところで確かにちょっと見込みが甘いところがあったのかもしれませんが、不用額が少し出ているということなんです。こちらにつきましても、引き続き補正等でしっかり落とせるものは落としていきます。決算の見込みといったところも、しっかり考えながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課、野島でございます、よろしくお願いいたします。

今までお話をしていました課長様方とほぼというか、一緒でございます。基本的に流用につきましては補正で対応すべきものと考えておりますし、ただ、やむを得ない、発注に間に合わないであるとか、緊急を要するもの、そういうやむを得ない場合には流用をということもしているというところも一緒でございます。ただ、今お話ししたように、基本的には補正もしくは当初予算

というものをしっかり精度を上げるというところが必要と考えております。

不用額についてでございますが、不用額につきましては、先ほどほかの課長からも話がありましたが、発注した工事の変更分というのが見込めない、完了まで可能性というものがあるという部分については、先に補正で落としてしまうというわけにもいきませんので、そういうやむを得ない部分もある不用額というものもあります。ただ逆に、今、藤木次長からも話がありましたが、職員の手当であるとか、給料であるとか、報酬であるとか、そういう部分の見込みというものについては精度を上げて、そこでの不用額というものを出さないように今後精査をして、しっかり見通していきたいと考えてございます。

下水道課の中でいけば、繰越してございますけれども、26件、家屋補償を見込んでいたんですけれども、雨水工事が完了をして、結果的には影響がなかったというお話をいただいて、辞退等をされた方が多くて、4件しか家屋補償が発生しなかったということで、かなりの金額、不用額という形で今回出ているという状況でございますが、こういうものについては、もちろん家屋補償が出なくて済むように工事等もしっかり、工法等も精査しているんですけれども、出てしまうことを想定しないわけにもいかないもので、この手の不用額については、ある程度見込んでいかなければいけない、やむを得ない部分とも考えてはおります。

以上です。

○遠藤委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 空き家対策課の柴田です。

予算なんですけど、やはり当初予算をしっかり立てて、必要な場合は補正をして、必要な補正をするというのが基本と考えております。緊急なものについて、緊急なものごとのためだけにやはり流用等は致し方ないのかなと、最小限にとどめるということを念頭に持っております。

また、不用額については、人件費等、先ほど来ありますが、動くようなもの以外については、当初予算で契約したのものについては、やはりきちっと不要なものは減額で落とすということを基本的に考えながら進めていきたいと思っております。

私どもの事業で、やはりちょっと落とし足りないものがありまして、若干残ってしまったというものがありますので、やはりそういうものをしっかり考えていきながら進めたいと思っております。

以上です。

○遠藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 建築住宅課、高野です。よろしく申し上げます。

令和3年度の決算においては、建築、維持補修工事が不調ということがありまして、1,000万円を超える多額な不用額を出してしまって、大変申し訳なく思っています。また、3月の議会の減額補正にも時期的に間に合わなくて、こういうことになってしまいました。これだけの1,000万円を超える事業費があれば、教育とか、もっとソフト面でいろんな事業ができたのになと思うと、本当に申し訳なく思っています。

令和4年度については、計画的にやっております、不用額が出るようなことがないように、

最後の工事を今発注しようとしているところです。

以上です。

○遠藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課です。よろしくお願いします。

今まで話があったとおり、まず流用、充当の考えなんですけれども、皆さんもおっしゃっているとおり、基本は補正でやるという考えであります。緊急であったり、急ぎというか、直ちにやらなくてはならないような場合には、流用等も含めて最低限で対応するという形の考えであります。

不用額につきましては、道路整備課でも、特に工事関係の発注が多くありまして、そちらの工事でのもともとの設計で組み上がった予算を確保しまして、それに基づいて発注をするんですけれども、設計の精査の段階であったり、あとは競争の入札での契約になりますので、そちらの差金という形で、差金ないし不用額という形で出ます。工事が3月末まで続くものが多いこともありまして、その工事の中で変更等の可能性もありまして、工事完了するまで、なかなかその金額の確定に至らないところもありまして、その分がちょっと不用額として残ってしまっているというものが多く形になっております。

本来でいけば、発注の段階で中身もきちっと精査して、変更ないように進めていられれば、不用額を補正するというところもあると思うんですけれども、現場ですので、ちょっと何が起こるか分からないということもありまして、そういった形で残ってしまっているという傾向にあるものが、うちのほうでちょっと不用額が多い件数になっているかと思われまして。

以上です。

○遠藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 各担当課で一生懸命頑張っているという事は理解はできます。しかし、その中で、やはり監査委員会の意見として、財政運営に対する危機意識が全庁的に浸透していないということ、これも監査委員に直接は聞いたんですが、今回初めてだそうです、このような厳しい言葉を使ったことは。それほど今回の決算というものは、私は非常に問題だと思っています。

例えば、前年度の収支、言ってみれば単純な黒字ですね、24億5,000万円、そのうちに何と20億円、8億円を超えるお金が不用額なんです。これは今、担当課だけの問題ではないんですけれども、私は異常だと思わざるを得ないですね。

1つ例を申し上げますと、実質収支比率というものがあります。これは前年度12.5%、これは基本的に3%から5%が適当と言われております。5%を超えるということは、自治体の計画性が問われたり、住民負担の軽減に使うべきとも言われております。牛久市の財政運営、私が統計を取っているんですが、約この40年間で10%を超えたことがないんですよ。今回が初めてなんです。まさにこれをもって異常としか私たちは言いようがないですね。

先ほど、スズメバチの問題がいっぱい出ましたけれども、実は予算執行されてから、いろいろ私らも調べた。財政課に聞いたところ、このスズメバチの駆除についてどうなんだということ

担当課に提案したそうなんです。そうしたら、次年度から予算要求がなかったから削ったという話なんです。これは、執行率の問題とか、そしてまたスズメバチ駆除の必要性というものを担当課で認識していないと。何度も、今、今回はこちらの課のほうでは初めてなんですけど、当初予算に対する投資的効果、行政的効果というものを全然見ていないんですね。そういうものを見ないと、次年度の予算要求だってできないわけですよ。これが一つ、私は端的に出ている問題だと思います。課長は今年からですから、削った理由もよく分からないとは思いますが。

そういう安易な予算編成というものが実際にされているんじゃないか。これだけじゃないんですよ。私たち、いろいろ聞いていますけれども、今スズメバチのことが出ましたから言っただけであって、この1点を見ても、安易にされているんじゃないかと思わざるを得ないと。

そしてまた減額補正、そして不用額をして、執行率を計算している。そうすれば当然90%いきますよね。じゃあ当初予算は何だったのかと。その精査がされていないんですね。また、執行率だけで財政運営のよし悪しというものは判断できないと思います。先ほど言いました投資的効果、行政的効果を見るべきであります。これは決算カードを見ても出ておりませんし、また決算認定のいろんな文章を読んでも、この計算方法は出てきません。それは各担当課で、例えば5,000万円出したお金に対して、じゃあ住民に対してどの程度その効果があったのかというものは、それなりに、今の決算の状況を見ている限り、私は受け取れないわけですね。市民要求は何なのか。財政運営と市民要求というものは、私はずれていると思わざるを得ないわけであります。そんなようなことはないと思いますが、今年はどうだったから来年も同じようなものという考え方は、予算編成においては絶対にすべきではないと思います。

各課の財政運営は、先ほども言いました、四半期ごと見直していくものが基本ではないでしょうか。それをするものが担当課の職員ではなく、部長、課長だと思います。

今回の監査委員の意見をしっかり読んでいただいて、自分の課の運営はどうだったのかということ認識してもらいたいと思います。

この問題について、前回も副市長に質問したところ、監査委員の指摘は尊重するというのでした。当然だと思いますね、監査委員から請求されたこと、そんなことしませんと言うわけにはいかないと思いますので。

ぜひそういうことで、今後の財政運営、そして予算要求、決算も含めてやっていただきたいということをお願いしまして、答弁は結構です。

○遠藤委員長 それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は13時10分にいたします。よろしく願いいたします。

午後0時01分休憩

午後1時10分開議

○遠藤委員長 それでは、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

審議を継続いたします。

質疑のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 では、1点だけお願いします。

ページ、310ページの0151「都市計画を適正に管理する」。3,930万円の計上をされているわけですが、委託料の業務の北部地域宅地開発検討で支出された3,930万円の具体的なちよっと中身を。これは実は、前のページの北部地域宅地開発検討で入っているんですけども、内容を教えていただきたいと思います。

○遠藤委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 北部地域宅地開発検討の業務の内容ということでお答えさせていただきます。

まず、最初に御質問がありました0151、こちらの事業につきましては、北部地域の宅地開発検討につきまして、令和2年度から繰越しをさせていただいて、令和3年度にかけて業務委託をしたものでございます。具体的な内容につきましては、東端穴地区の約10.5ヘクタールにつきまして、宅地開発を土地区画整理事業で行うことを検討していくため、基準点測量、水準測量、地区界測量などを行いまして、それらを基に基本設計としまして、道路設計、整地設計、雨水や汚水の排水の設計、公園緑地の設計などを行いました。

また、地権者合意形成への支援ということで、地権者を対象とした勉強会の開催や、まちづくり通信などの発行を行ったものでございます。

今、御質問にありました、もう一つ、前のページに0105ということで、「都市計画を適正に管理する」のほうの北部地区開発の検討につきましてですが、こちらも令和3年度から繰越しをさせていただいて、今年度にかけて行った業務になります。業務の内容といたしましては、先ほど申しました区画整理の予定区域を、市街化編入に向けた県や国との協議を行うための資料作成や地権者による発起人会設立の支援や事業協力者の選定などへの支援業務を行ったものでございます。

参考といたしまして、進捗の状況という形になるかと思いますが、昨年10月、12月にまちづくり勉強会というものを開催いたしまして、令和4年3月に地権者の方による発起人会が設立されました。この発起人会により事業協力者の公募を行い、6月26日に大和ハウス工業株式会社が事業協力者として決定をいたしました。その後、7月24日に地権者全員による土地区画整理準備組合、こちらが設立をされまして、8月8日にその準備組合と大和ハウス工業株式会社の間で基本協定が締結されたというところでございます。

以上です。

○遠藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 御説明いただいて、分かりました。測量設計とか、まちづくり勉強会、冊子の発行とか、資料作成とか、そういうものに使われたんだということが分かりました。この検討だけしか書いていないので、ちよっと中身が分からなかったのでお聞きしました。

以上です。

○遠藤委員長 続いて、質疑のある方は御発言願います。長田委員。

○長田委員 それでは、2点お願いいたします。

252ページ、0104、先ほど同僚議員からもこの件に関して質問がありましたが、「飼い犬を登録し、狂犬病を予防する」の中の補助金の部分、ちょっと関連で質問させていただきたいんですが、避妊手術、去勢手術の補助は出ていますけれども、今年の6月1日からブリーダーやペットショップ等で販売されている犬や猫についてのマイクロチップの装着が義務化されたと思います。この件に対して、つくば市では4日前ですかね、今月9日からマイクロチップの装着費用の一部助成、始まっていると思います。犬または猫1匹につき上限2,000円ということで開始されたんですが、牛久市として同じように補助を出すおつもりは今後あるのかどうかについてをお伺いいたします。

あと、もう一つなんですが、大変しつこくて申し訳ないんですが、またスズメバチについて質問させていただきます。それぐらい重要なことだと思うので。牛久市としては、先ほど登校班の集まる場所を移動してもらったという話も聞きましたが、やはりスズメバチは飛ぶものですし、何年か前にも車椅子の高齢者の方が介護従事者の方とお散歩中にたくさんの蜂に襲われて、その場で亡くなった事故などもありましたし、本当にこれはなくしていい予算ではなかったと思うんですね。

牛久市としては、命を守るということにすごく重きを置いていて、子供たちにも、そのためにヘルメットを配付して、かぶってもらっているわけですが、ヘルメットをかぶって登校中に蜂に刺されて命を落としたら、本当に本末転倒だと思いますので、これは本当に、早急に予算化するべきだと思います。一部補助のお話などもありましたけれども、先ほど課長から伺った金額を聞きますと、普通に個人で頼むものの半額ぐらいだったじゃないですか。個人で半額、また市で負担しますとなると、さらに今までの予算よりも大きくなってしまう可能性もあるので、この予算に関しては復活して、今までと同じように命を守るためにやっていく必要がかなり重要にあると思うので。

課長については何度も御答弁いただいていますので、本当に大事な予算だと思うので、これは副市長にお答えを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○遠藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 私から、マイクロチップの補助金の件でお答えさせていただきます。

長田委員おっしゃいましたように、今月9日からつくば市でマイクロチップを装着する費用を補助するということが始まっているようなんですが、牛久市としましては現在のところは考えていないんですけれども、実は獣医師会でも別の登録制度がございます。A I P Oというものがありまして、環境省で6月1日から義務づけられ、新しく飼われる方、またペットショップとかブリーダーさんなど、販売する業者さんも登録が義務づけられて、今まで買っていた方は努力義務ということになったんですけれども、2種類の登録の先がありまして、連携してくれればいいんですけれども、何かうまくいかなかったのか、何か連携しないで、それぞれが登録しているような感じになってるんですね。それぞれが、獣医師会のほうは助成制度が今あるようです。マイクロチップの埋め込みの助成や登録の助成も行っているということで、別々に動いている状況でございます。

今後その登録制度がどうなっていくかというものもちょっと見ながら、牛久市としましては、まだ犬猫の事業については牛久市でも実施しているんですが、広域として近隣の市町村とも連携して、狂犬病予防事業ですとか、そういった犬猫の事業、連携して進めておりますので、第5支部というんですけれども、近隣の龍ヶ崎市さんや稲敷、阿見、河内、利根、美浦と連携して行っておりますので、その支部の集まりもございますので、そちらで今後どうしていくかということを検討しまして、足並みをそろえて、ちょっと周りの状況も伺いながら考えていきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

以上です。

○遠藤委員長 副市長。

○滝本副市長 蜂の駆除ですけれども、御指摘の点、命ということを出されると、それより重いものはないので、いかんともしがたい部分はあるんですが、原則といいますか、考える前提として、自分の土地とか管理物の管理はあくまでも個人だということを前提に置いた中で話を、それが絶対だとは言いませんけれども、それが前提だという話で検討していきたいと思っておりますが、最近、余計な話になっちゃうかも分からないんですけれども、前提、原則は原則として押さえた中で、じゃあ、それを上回る、先ほど言った、命がかかっているんだからやりましょうねとかという判断はあると思うんですが、そういった観点でちょっと検討させてください。申し訳ないです。

○遠藤委員長 長田委員。

○長田委員 蜂の駆除に関してもですし、マイクロチップの補助等、どちらにしても、別に隣の市でやっていないからやらなくていいやという問題でもないと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいということと、あと1点確認なんですけれども、その2種類の登録のものについて、市としてそのリーダーというんですか、読み込む機械というか、そういったものは用意しているのかどうかについて、1点伺います。

○遠藤委員長 環境政策課長。

○飯島環境政策課長 お答えいたします。

現在、読み取りができるものは備え付けてはおりません。

以上です。

○遠藤委員長 長田委員。

○長田委員 ぜひ、義務づけもあって、もう入ってる子たちも多いので、連絡とか市に来ることも多いと思うので、そういう迷い犬だったり猫だったり。御用意されればよろしいかなと思います。

副市長の答弁なんですけれども、もう本当におっしゃるとおり、命より重いものはないです。ただ、いくら個人宅についていても、やっぱり飛ぶものなので、蜂に刺されるということは事故に遭うことと同じようなものなので、検討するということなんですけれども、本当に検討して予算化していただきたいと思っております。

以上、要望ですので、よろしく願います。

○遠藤委員長 続いて、質疑のある方、御発言願います。山本委員。

○山本委員 引き続きよろしく願いいたします。

先ほど北部地域のことが出ましたので、そのことでちょっと関連でお尋ねしたいと思います。今の御答弁の中に、令和3年度は市街化編入に向けた県との調整というお言葉があったと思います。ということは、これは市街化編入はまだできていないという理解でよろしいのでしょうか。

市街化編入をされた場合は、国からの交付金の関係、ちょっと私はよく分からないので教えていただきたいんですが、市街化編入ができた場合と、できない場合の国からの補助というんですか、交付金というんですか、そういったものは変わってくるのでしょうか。例えば、編入できない場合は市の単独になるのか、その辺ちょっとよく分からないんですが、どうしてこういうことをお聞きするかというと、勉強会するとき、環境建設でお聞きしたときに、市の負担は恐らく2億円ほどになるというお話だったと思います。その辺が今後この編入できるかできないかによって変わってくるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、ページ数でいきますと298ページ、「市内歩道の路面を清掃する」ということで、0105ですね、あるんですけども、これは令和2年度は市内歩道ではなくて、「市内道路の路面を清掃する」という名前になっていました。これが道路から歩道になっているということは、事業内容が変わっているのかということ、お尋ねしたいと思います。

それから、296ページ、0101の「道路施設を維持補修する」。この中に、ストックヤードの整備費380万円がありますが、具体的にはこれはどういった整備がされたのかということをお尋ねしたいと思います。

以上3件です。

○遠藤委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 まず、北部地区の関係ですけれども、先ほど申し上げていました、3年度から4年度にかけての委託で、国、県との資料の作成等を行っていたということで、今現在、県と国と、いわゆる下協議と申しますかね、行っているところですので、まだ市街化編入はされておりません。これについては、もちろん都市計画法の手続が必要になりますので、下協議等が済んで、その後、法的な手続を踏んでということなので、それなりの時間がかかるという状況です。

その市街化編入がされるかされないかによって事業費に関わるかということなんですけれども、基本的に今回の事業については、市街化編入をした上で区画整理ということですので。逆に言えば、区画整理をやるのが市街化編入のある意味条件みたいな形になっていますので、それによって事業費が変わるということはありません。

続いて、市内の道路清掃、歩道についてということです。道路の清掃業務につきましては、令和2年度までにつきましては、道路清掃車で車道部分の清掃と、落葉時期といいますかね、落ち葉の時期の歩道の清掃というものを一括して都市計画課で行ってまいりました。しかし、道路清掃車が令和元年度にもちょっと故障があって直したりをしていたんです。修理を行ったりしていたんですが、2年度にまた再度故障したといったところで、検討した結果、毎年、定期的な整

備費用も非常にかかるということで、修理の費用もかかるというところから、廃車という形になりました。

そのため、その廃車に伴って令和3年度からは車道部分の清掃については道路整備課で担当をしていただいて、落ち葉の時期の歩道の部分の清掃については、一応街路樹の管理をしている都市計画のほうで引き続き行うというような形になったものでございます。

以上です。

○遠藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課です。よろしくお願いします。

山本委員からありましたストックヤードの整備費380万円についてということなんですけれども、こちら道路整備課で管理しております井ノ岡のストックヤードがございまして、これが令和2年度末で当初予定の数量に対して、ある程度いっぱいになってきまして、今後さらなる発生土のストックをするために、場内の搬入路関係をちょっと高さ的に上げたりして、次年度以降のストックヤードをストックするための通路というか、搬入路を整備するためと、あとは今までストックしてきた発生土について、ある程度区分けして場内の整備をするという形で、令和3年度にストックヤードの整備費として380万円で整備を実施しております。内容としては、そういったものになります。

以上です。

○遠藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

すみません、市内歩道の整備なんですけれども、そうすると路面清掃車というものは廃車になったということで、こういった車の廃車の手続というものは、これは公有財産になるんですか、こういう路面清掃車というものは。ちょっとよく分からないんですけれども、そういう財産の処分の仕方というか、手続というものはどういう形でされているのかということをお聞きしたいと思います。

路面清掃車は、たしか私も何回か、去年、おとしまで見たことがあって、落ち葉のときなんかは道路の落ち葉をかきながら、あとは歩道も一緒にやってくださったのを見かけたことがあったんですが、その路面清掃車がなくなったということで、今の契約としては、じゃあ車道の清掃などはどういう契約になっているのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、ストックヤードに関しては、ちょっと調べましたところ、平成28年には造成工事で900万円かかっている、平成30年にやはり維持管理費で380万円、そして令和3年度、同じように380万円という金額はかかっているんですが、これはどんどん土を搬入した場合、定期的にそういう、2年に1回、3年に1回という形でこれぐらいの金額が出ながら整備をしていくという考え方でいいのか。そして、その28年度の造成工事の900万円というものは、これはちょっと関連になりますけれども、こういった工事が行われたのかということを確認したいことと、あと私も一般質問で、このところの水質調査の必要性があるんじゃないかということでお尋ねして、たしか調査が行われたと思いますので、その水質調査の結果がどういったもので

あったのかをお尋ねしたいと思います。

それから、このストックヤード、搬入する際はチェック体制ということで、その工事が行われる担当の職員が、搬入の際には入り口というんですかね、そこでチェックするというお話だったんですが、その辺は現在も守られて、されているのか、月に何回ぐらいそういうことがあるのか、ちょっとその辺分からないんですが、もしそういうことも分かればお示しいただきたいと思えます。

以上です。

○遠藤委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 まず、清掃車の廃車の手続ですが、こちらにつきましては通常の車の廃車と同じような形になります。

車道部分の現在の清掃ということなんですけれども、3年度につきましては先ほど言ったような形で行いまして、実は今、今年度、令和4年度からは道路整備課で道路清掃車を利用した清掃の委託を発注して行っているという状況です。

以上です。

○遠藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 スtockヤードの整備の件になりますけれども、平成28年、あと平成30年にも造成工事費と維持管理の工事費として、平成28年度に900万円、30年度には380万円ということで上がっているんですけれども、こちらの内容についてなんですけれども、基本的には令和3年度の実施と同じで、ストックヤード、毎年、市発注の工事の発生土のストックという形でストックしております。敷地も限度がありますので、ある程度の高さになってきたときには、次年度以降また発生するために搬入路等々、整備する必要がございますので、それが毎年という形ではなくて、その年度によって持ち込む発生土の土量に違いがありますので、その結果として28年度と30年度と令和3年度という形になっています。

28年度につきましては900万円という形で、通常よりもある程度金額のほうが上がっているんですけれども、こちらが、搬入路整備もちろんなんですけれども、ある程度ストックヤード内の土を種類ごとに分けてストックしているところがありまして、そういった形で今後の、28年度以降ですかね、ある程度量が見込めるような形に、状況になっていましたので、ちょっと土の種類をある程度そろえて整備し直すという形で、搬入路、プラス、中の発生土の置場の整備も含めまして実施しましたので、こういった形で工事費が上がっている状況にあります。

あと、水質調査の結果ということで、昨年度ですかね、水質調査、こちらのストックヤードのすぐ脇にある水路があるんですけれども、そちらで水質調査の実施を年内にしまして、指定物質というんですかね、そちらについての基準を超える数値というものは表れておりませんでした。

あともう一つが、今現在もちろんストックヤードを使用しているんですけれども、そちらの管理状況ということで、こちらも以前の答弁と同じになるんですけれども、発生した工事の担当課で、道路整備課で管理しているストックヤードの鍵を貸し借りをしまして、現場の担当課の職員で鍵の開け閉めを実施しております。日中の土の搬入につきましても、担当課の職員が現地で

立ち会いまして、状況を確認して、搬入していただいているという形で、その方法としては今も同じような形で実施しております。

以上です。

○遠藤委員長 山本委員。

○山本委員 スtockヤードに関しては、発生土という考え方で、発生したものを入れて、また使うときはそれを使うというふうなことだったと思うんですが、実際そうやって使われた事例というものがあるのでしょうか、最近。

○遠藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 数量というか、土量としてはそんな大きくはないんですけども、もちろん工事のほうで、購入土というか、盛土で使う形で、量的には大きい量ではないんですけども、再利用というか、持って行って使っている現場はあります。以上です。

○遠藤委員長 秋山委員。

○秋山委員 では、1点お願いします。

ページ数は272ページ、0112「生ごみ処理機の購入と修繕に補助をする」というところです。予算は45万円計上されていまして。決算では62万8,720円ということは、購入者の予想はるかに多かったということになるのかなと思います。2種類ありまして、電気機械式のものと、あとコンポスト容器、またEMぼかし容器、この2種類に補助金が出されますが、各購入基数、それと修繕数、また前年度から比べたら何基ほど増えたのかということをお教えてください。

私も、初めて生ごみ処理機を知ったのは家電量販店のコーナーだったんです。その脇のところ、自治体から補助が出ますと書いてあって、初めて、牛久市でも補助が出ているんだなということを知りました。それで購入はしたんですけども、ホームページのアンケートなんかを見ますと、どちらかという市の情報から処理機の実在を知ったということよりも、家電量販店に行って、こういうものがあるんだなということを知った人のほうが多かったということがアンケートを見て分かりました。また、補助金については、興味がある方は市のホームページを見て、市でもやっているんだなということを知ったかと思うので、広報紙なんかでもホームページでも周知はしているんですけども、やはり、よりごみ削減という観点からしたときに、もう少しやはり広報紙とかホームページでも大々的に周知する必要があるのかなと思いますので、その点、加えてお願いします。

○遠藤委員長 廃棄物対策課長。

○岩瀬廃棄物対策課長 生ごみ処理容器の購入の内訳です。まず、令和3年度、こちらは合計で82台分の補助事業、補助金を支出しています。内訳といたしましては、機械式が29台、コンポスト式が50台、修繕に伴うものが3台という形になってございます。昨年度なんですけれども、65件の補助で支出させていただきましたので、17件ですかね、そちらを令和2年度と比較しまして多く補助を出したという形になってございます。

こちらの補助金に対してのPRという話なんですけれども、委員さんから今お話がありました

とおり、ホームページだとか、あと広報紙、6月1日号でも掲載はさせていただいていることではあるんですけども、今ですから、SNSとか、そういった形のいろんなツールがございますので、そういったものを使いながら、こういった形でPRしていけばよろしいのかということを検討させていただければなと思っていますところでございます。

以上です。

○遠藤委員長 続いて、須藤委員。

○須藤委員 それでは、建設部関係3点を伺いたいと思います。

まず、道路整備課のほうになるんですけども、歳入でいえば58ページ、財産売却収入、これが4,182万円あります。そして、支出、歳出でいえば108ページの0107の「未利用地を売却する」という事業についてでありますけれども、令和3年度の実績としてはどうだったのかということと、それからあと、どうしても未利用地の中には変形の土地というようなものが、道路の形状とか、いろんな意味でいうと、どうしても発生してしまう。そういうものは残地として残さざるを得ないということもあろうかと、そちらのほうが多いのかもしれないんですが、その辺の変形残地の問題なんかをどう、利活用できるような状況があるのかどうか。その点について伺いたいと思います。

それから、都市計のほうになりますけれども、316ページ、0104の「公園、緑地、街路樹の植栽管理をする」というところで不用額が出ております。この理由によりますと、会計年度職員の報酬期末手当、それから消費税とか委託費が見込みより少なくなったためということでありました。その会計年度任用職員、これは任用ができなかったのかどうかと、そういうようなこと、この理由ですね。それから、これによって市の中での影響というのか、どういう事業でできなかった分があるのかというようなこと。

それから、大変少ない、少額で申し訳ないところを伺うんですが、委託料の中に雑草除去というものがあるんですね。植栽管理というものが93万5,000円、その下に雑草除去ということで業務があるんですけども、この辺が、植栽管理と雑草除去というものがどういような違いで、こういうふうに契約が違ってくるといことになるのか。その辺についてを伺いたいと思います。

それから次に、建築住宅課の324、また326のところ、市営住宅の建物の維持管理とか、それから未使用の市営住宅の解体撤去とか、市営住宅の管理全般についてですけども、猪子住宅新規着工ができなかったということで、今、未使用の市営住宅の現状、それからあと、これによって入居希望者待機数という問題ではどうなのか。それから、猪子住宅の着工の今後の予定。それから、市営住宅の整備の進め方についてをお尋ねいたします。

○遠藤委員長 よろしいですか。道路整備課長。

○加藤道路整備課長 まず、「未利用地を売却する」の事業の令和3年度の実績ということで、まず歳入なんですけれども、こちらが令和3年度に開通した23号線関係の、市で買収した土地の払下げが5件ありまして、そちらが5件で約1,692万5,000円、それと売払いのほうですね、牛久町地内にあります、もともとの新町住宅跡地ですかね、こちらが1件、未利用地の

売払いということで入札をかけまして、こちらが2, 490万円という形で収入の実績となっております。

委員からもありました変形地の残地部分ということなんですけれども、この令和3年度で実施した払下げですか、実績だった、今言った5件なんですけれども、こちらがやはりその土地単独で使うには狭かったり、形もちょっと変というか、形で、単独で使用することはできないんですけれども、そこに隣接する、隣ですかね、隣接する土地の所有者が一体で使えば敷地が増えるような形で使用できるという形で、もちろん申請者の要望もありまして、そういった形で今回、23号線関係で形の悪いところというか、そういったところも今回1, 692万5, 000円という形で、市で買収した単価と同額で払下げができましたので、そういった形で利活用というか、話をさせていただいて、活用させていただいております。

そのほかの未利用地の中で、やっぱり同じような形で、単独としては利用することが難しいような土地ももちろんありまして、それについては今後のちょっと課題にもなるんですけれども、隣接等含めた利用ができないかとか、そういった形も含めて、ちょっと検討していくような形になると思います。

以上です。

○遠藤委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 私から、まず会計年度任用職員の件につきましてですが、決算の説明の資料の中で、会計年度任用職員の報酬期末手当が見込みより少なくなったということで表記をしておりますが、これにつきましては時間外なども含めて、職員の方、作業員さんの方の多くは時給制だということもあって、なかなかぴったりの予算というものは難しいところで、不用額が出てしまったというものでございますので。昨年度、新たに任用を募集して、任用できなかったとか、そういうことではございませんので、予定どおりといいますかね、予定どおりの会計年度任用職員の人数であったということで、これに関しての影響というものは特にございません。

もう一つ、委託料の雑草除去につきましては、一つは、ちょっとあまり大きくない公園などの草刈りを就労支援施設というんですかね、そういったところを今、ちょっとお願いしてみたらどうかというのがありまして、それと、実は草刈りをすると毎回音がうるさいといった苦情をいただくところがございます、そういったところの対策も含めて、機械を使わずに就労支援施設にちょっと除草をお願いしたということでございます。

以上です。

○遠藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 建築住宅課からは市営住宅の維持管理についてお答えいたします。

市営住宅は現在266戸を管理しておりまして、入居戸数は187戸で、入居率は70%という状況となっております。それで、老朽化した木造市営住宅については、空き家になった住戸から順次解体してまいります。既存の鉄筋コンクリート造の市営住宅については、内装を改修し、入居募集をしているところです。ただ、最近の入居募集をしても希望者が少なく、令和2年度は

2世帯、令和3年度が2世帯、今年度が1世帯の入居ということになっています。現在、鉄筋コンクリートの市営住宅は52戸が空き家となっています。

入居待ちの方ですけれども、単身入居の御高齢の方が2名入居待ちの状況となっています。これは今、牛久の市営住宅はファミリー向けに当初建設していきまして、単身向け、単身の人が入れるというのは、おおむね50平米、それから2間程度の住宅というふうに公営住宅法でなっているものですから、これで該当する市営住宅が今、南裏第2住宅ということになっていきまして、ただ、こういう高齢者の方の要望は多いので、今年になってから、神谷市営住宅の1、2号棟がずっと募集しても集まらないということで、県の住宅課と協議しまして、おおむね50平米ということで、部屋は3つあるんですけれども、ただ1つは本当に3畳ぐらいの部屋だったりするので、こちらを市長決裁を取りまして、今回の募集から単身を可ということにしているところです。それで、ちょっと空き家になっているんですけれども、まだ改修が終わってなくて、今月入札するところを、なるべく1階部分を2戸やりまして、単身の入居待ちの方に入っただけのように準備しているところです。

次に、市営猪子住宅についてですけれども、新型コロナウイルスの世界的な蔓延によるウッドショックで建築資材が高騰したため、現在工事の発注を見合わせているところです。2022年、今年の初めに木材不足の回復傾向が見られたんですけれども、ロシアによるウクライナ侵攻に対する経済制裁によって今、第2次ウッドショックという状態になっていきまして、世界的な木材不足が続いている状況です。この木材不足の状況の回復を待って、再編計画を再開したいと考えております。

以上です。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 都市計画のほうの植栽管理のことで、先ほど、就労支援施設の事業所にこの業務委託をしたということで、やはり今いろいろなところで、こうした同様の事業所というものが増えている状況の中で、やはり福祉的な意味でも、こうした作業ができるようであれば、今後こうしたことは検討をして広げていっていただくということで、大きく公園の管理というようなことは難しいかと思えますけれども、福祉的な意味での就労というようなことも考えると、双方に、経費も安く済むというようなこともあろうかと思えますので、その点も踏まえながら、こうした細かいところですが、制度というか、そういうものを進めていただければということで、これは要望でございます。

それから、未利用地のところで言いますと、23号線のことで、隣接のところを買っていただいてと、これが説明によれば購入時と同額というようなことでしたので、ここに損益は生じていないということで、これはよかった点かなと思っております。

それで、これまで市が収用、購入した土地の中で、こうした、いわゆる道路なんかの開発行為によって残った変形土地ということでいうと、やっぱり隣接地の方に買っていただくとかということが妥当だろうと思うんですけれども、その際は、やはり先ほどのように、購入時の金額云々を言っていたらうまく成立しないと思うので、そういう場合においては、今の土地の売買の状況

等もあると思いますので、そうしたことも勘案しながら、必ずしも収益につながらないようなものでも、そこが牛久市が管理しないということ言えば、効果に上がるわけですので。こうした大きな土地以外の未利用地のところというのどのくらい残っているのか、まだ私は承知していないんですが、そうした活用方法について今後、積極的に取り組んでいくというようなことができるかどうか。その点について伺いたいと思います。

それからあと、市営住宅のほうですけれども、今の課長の答弁では、やはり現代のニーズに合った、ここも結構福祉的な意味合いが強くなってきていると思うんですね。住宅の困窮者というのは、昔とはちょっと違ってくる時代の中で、高齢者などは民間の住宅が借りられないことが往々にして発生しているというようなことも伺っているので。そうした意味では、今、県との協議の中で、新しく変えていくというような方法を取っていただいたということは本当に評価されるべきだろうと思っていますが、このようにニーズに合わせた変更というものは、その都度というか、そういうことができるような状況なのか。県との協議とかも含めて柔軟に対応できる状況なのか。ちょっとその辺について、再度確認したいと思います。

○遠藤委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 未利用地の売却についての、市の購入時の単価にこだわらないというか、市の買収価格での売却だけでなく、収益が出ない形でも売却できていくほうがという件なんですけれども、もちろん、うちのほうで今、未利用地の売却につきましては一応、宅建協会さんに単価の査定をしていただいて、市の購入時の単価と今現在の査定価格というんですかね、それで高いほうで、そういった未利用地の売払いというものを今実施している状況でございます。

やはり市のほうの購入時も、最近というんですかね、近い道路整備に合わせて買収した用地もあれば、ずっと昔というか、以前から市で所有していたという土地もございまして、そういったときの単価なんかですと、今の査定の単価とはちょっとかけ離れているようなところもございしますので。その辺は今、市で所有している土地の今の利用状況なり、実勢というんですかね、それも含めて単価を割り出して、売払いなり、隣接地の方への売払いという形で進めていきたいとは考えておりますので、その購入時の単価をラインにしないという形では、担当課としてもそういう考えではおりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○遠藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 今現在、入居希望者が少ないということは、牛久市だけじゃなくて、茨城県全体での状況ということで、先日、水戸市の茨城県住宅管理センターの方とお話ししたところ、そういう状況だということでした。

入居募集についても、今回は写真や間取り図をホームページに載せてみたりして、工夫はしているところなんですけれども、単身者の方ぐらいしか今のところ希望者がいないという状況です。

今度、単身入居をオーケーとした神谷1、2号棟は18世帯ずつ、2棟ありますので、36世帯あるので、こちらを直していけば、当分は単身者の方の要望に応えられるんじゃないかなと思っています。それから、新しく造る猪子住宅はもともと単身でも入れるような、割と小さめの間

取りとなっていますので、こちらでも対応できていくかなと考えています。

○遠藤委員長 質疑のある方、御発言願います。ほかの方はどうでしょうか。

それでは、以上をもちまして、環境経済部、建設部等所管についての質疑を終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。

再開は2時15分といたします。

午後2時01分休憩

午後2時15分開議

○遠藤委員長 皆さんおそろいですので、始めたいと思います。

休憩前に引き続き決算特別委員会を開きます。

認定第1号令和3年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

まず、令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 保健福祉部、内藤です。よろしく願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の令和3年度の決算について御説明いたします。

令和3年度国民健康保険事業特別会計決算額は、歳入総額が79億134万7,842円、歳出総額が77億1,909万3,069円、歳入歳出差引額が1億8,225万4,773円という状況となっております。歳出総額は令和2年度と比較いたしまして、約5億116万円、約6.9%の増となっております。

国民健康保険被保険者及び世帯の状況は、令和3年度末の被保険者数は1万7,771人、世帯数は1万1,523世帯となっており、令和2年度末と比較いたしまして、被保険者数で570人の減、世帯数で197世帯の減となっております。

こうした被保険者数の減少にもかかわらず、令和2年度の受診控えの反動や1人当たり医療費の増により、歳出の保険給付費は53億1,486万420円となり、前年度より約2億343万円の増となっております。

また、国民健康保険特別会計における余剰金については、その一部を一般会計に繰り出したことにより、諸支出金は4億366万1,601円、前年度より約1億8,768万円の増となり、一部は国民健康保険支払準備基金に積立てを行ったことにより、基金積立金は2億3,403万4,255円、前年度比ゼロから皆増となっております。

続きまして、歳入の主な内容につきましては、県支出金が55億3,647万7,677円となり、前年度より約1億9,889万円の増となっております。

国民健康保険税は、被保険者の減少等により15億5,850万2,002円となり、前年度より7,524円の減となっております。

また、前年度、実質収支の2分の1を基金に積み立てると同時に取崩しを行ったため、基金繰入金金が1億1,042万4,255円となり、一般会計繰入金と合わせた繰入金全体では5億1,

481万4,709円、前年度より約1億1,565万円の増となっております。

説明は以上となります。御審議よろしくお願ひいたします。

○遠藤委員長 質疑のある方は御発言願ひます。山本委員。

○山本委員 すみません、1点だけお願ひいたします。

支払準備基金に積立てということで、先ほどお伺ひしたんですけれども、この金額というもの、一定のストックの目安みたいなものが、この準備基金積立金というものはあるのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

それから、この基金を実際使うときの何か使い道というんですか、そういうものが条例で定められているのかというところをお尋ねします。

以上です。

○遠藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 まず、基金の積立ての一定の目安というお話ですけれども、最低でも1億3,000万円の積立てを行いたい、可能であれば3億円の積立てを行いたいと考えております。この1億3,000万円というものは、昨年、国保税の賦課方式を4方式から2方式に変更するとともに税率を決定したわけなんですけれども、このときに試算した条件、国保税の税込、収納率や国、県からの補助金の収入、それから県に支払う納付金請求額、これらの見込みに変更がないとした場合における必要となる公費の負担金になります。そして、3億円というものは、国からの納付金等が今後増額になるなど条件が悪化した場合に備えまして、追加で3,000万円、合計1億6,000万円を翌年度分として確保したい。さらに、激変緩和措置というものが令和15年度に終了するんですけれども、終了する15年度以降に備えて、単年度1億4,000万円を可能ならば積立てを行いたいという金額になります。

こちら基金の使途、使い道なんですけれども、国保の条例では、基金の使い道について今現在規定されているものが、単年度、急激な医療費の増に対応するため、または単年度、急激な国保税の減収に対応するため、または保健事業に充てるため、そして4番目は特別な事情がある場合と、こちら4点が規定されているところなんですけれども、先ほど説明しましたとおり、将来に備えて使いたいということで、国保税の増額の抑制であるとか、急激な県納付金に充てるというような目的で、国保条例を今後、今年度中に改定したいと考えているところでございます。

以上です。

○遠藤委員長 ほかに質疑のある方。須藤委員。

○須藤委員 それでは、ちょっと数点お伺ひしたいと思います。

ただいま山本委員からもお話のあった国保財政の安定化の取組というところで、支払準備基金の積立てというものは重要な役割を果たしていると思って、伺ひました。一方で、一般会計の繰り出しというものもござります。これは、国保財政、赤字補填はないように、これまでも、なかなかそういう点が苦慮していた時代がありましたけれども、この辺が緩和されてきたとは理解しておりますが、一般会計への繰り出しの考え方も併せて伺ひたいと思います。

それで、全体的な国保会計は徴収方法も含めて改定され、そして県が事業主体に変わってきた

ということで、そんな今後の財政の変化に沿って、牛久ではどの程度までこの準備基金を次の改定に向けて備えておきたいということで、そういうことは医療費の抑制の問題にもつながって来るとも一方であるかと思うんですけれども、国保財政の安定化の取組というところで伺いたいと思います。

それからあと、全体的な収入に関連した問題として、認定附属資料では国保の94ページに国保被保険者数、それからあと決算書の9ページには国保税の収納率等が入っています。そして、19ページに「被保険者証等を交付する」というところの一連の関連ということで、今、国保未納者に発行されている短期被保険者証、それから資格証明書の発行状況というものはどうなのか。このコロナ禍において、収入ではかなり厳しいところになっている方もいらっしゃると思いますので、そうした状況はコロナ以前との関連の中では今、現状はどうかということ。

それからあと、非自発的失業者に係る国保税軽減の状況というものはどうなっているのかということ、この収入関係でいえば2つ伺いたいと思います。

それから、まだいいですか。それからあと、31ページで、0102で「被保険者の適正受診を促進する」ということと、次の「特定健康診査、特定保健指導を実施する」というところで、適正受診を促進するということになる、特に重症化というか、重複の診療とかを重ねるような方、糖尿病性腎症重症化予防事業、それから重複・頻回受診者等への訪問、それからジェネリック医薬品の使用拡大、そういったこれらの取組によって、腎臓病、それから透析などに行かないような医療費適正化というか、医療費を抑えるというようなことにもつながると思うので。この辺も医療費が適正に受診されるような形で、取組がどう行われているのかという点について伺います。3点。

○遠藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 国民健康保険特別会計から一般会計への繰入金、また国保特会の基金への積立金、こちらの考え方でございますけれども、まず過去ですね、一般会計から国保特別会計には毎年のように赤字繰り出しというものをしております、その累積が約21億円ほどございました。昨年9月までは、担当課であります医療年金課と財政課の間では、過去の赤字累積金額に鑑みまして、国保特会で生じた余剰金、いわゆる黒字が発生した場合は一般会計に支出するという考え方ございました。

しかしながら、特別会計の独立性の原則に立てば、一般会計からの安易な赤字繰り出しは行うべきではないものですから、赤字のときには一般会計からお金を頂いて、黒字のときは返すというようなやり方ではなく、国保特会で余剰金が発生したときには、そちらを基金に積み立てて後年度活用すると、そういった考え方にも変わってまいりました。

その中で、一般会計の繰入金、過去の赤字の累積に対して、一般会計の繰り出す部分と、基金の積立てで将来に備えるという部分、こちらをどの程度の割合でやるかという、こちらの基準はございませんので、まずは国保特会の独立性に鑑みまして、今後、赤字繰り出しはしない、また安易な増税もしない、こういった2つのことを念頭に置いて、それでもなお余剰金が発生するような場合には適宜、財政課と相談しながら、繰入金、積立金のバランスを考えた上で額を決定し

てまいりたいと、そのように考えてございます。

続きましては、国保の未納者に発行される短期被保険者証なんですけれども、令和3年度、短期証の発行交付は503世帯で、前年度、令和2年度が481世帯でしたので、22世帯の増となっております。また、資格証明書の発行は、2年度、3年度ともございません。

それから、非自発的失業者に対する保険料軽減の対象者なんですけれども、こちら令和3年度は対象者189名、令和2年度が157名でしたので、32名の増となっております。

続きまして、重複・頻回受診者等に対する対策でございますけれども、現在コロナ禍ということもございまして、重複・頻回受診者に対しての訪問ということはやっておりませんけれども、重複受診をされている方、令和3年度、対象者49名に対しては、重複に対する注意喚起を行うリーフレットの送付をしております。

また、ジェネリック医薬品の使用拡大につきましては、処方されている薬をジェネリック医薬品に変更した場合に100円以上の差額が出る方を対象といたしまして、令和3年度には2,914件、通知を発送しております。参考までに、令和2年度では頻回の通知は55名に、ジェネリックの通知は3,174名の方に通知を発送しております。

○遠藤委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○渡辺保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 続きまして、糖尿病性腎症の重症化予防について御説明させていただきます。

こちらは、糖尿病が重症化するリスクの高い、医療機関を未受診の方を医療機関に結びつけることと、あと先ほども言っていたように、人工透析等への移行を防止することを目的として実施しております。一旦、人工透析とかになってしまいますと、500万円から600万円のお一人当たり年間の医療費がかかる。ここを、基本となる糖尿病という疾病を抑えていくことで、そういった治療に行かずに済むようにという取組になっております。こちらについては、対象者が40歳以上の方で、健診のデータが悪いにもかかわらず病院にかかっていない方、それと、病院にはかかっているんだけど、その病院が非糖尿病専門医、特に糖尿の専門の先生ではないという方たちに対して、こちらで個別相談とか、あとは受診勧奨とか、栄養とか運動の教室とかを実施しております。令和3年度の対象者は74名で行っております。

以上です。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 それでは、再度伺いたいと思います。

短期被保険者証、やはり令和2年度からは伸びているということで、資格証明書の発行まではないということで、それぞれの方が未納の状態でも相談に訪れ、自分たちの保険のことはもちろんきちんと把握しながら、こうした措置を受けているということになるんでしょうけれども、国保が未納になるということは、やはりほかのところでも、これは収納課とか、ほかの関係部署との関連もあると思うんですけれども、そういう方々の生活の支援につなげるような、ここがそうした窓口になるような、他課との連携というようなことは行われているのかということについてを再度伺いたいと思います。

それから、適正受診に関するものでありますけれども、腎症重症化予防の健康づくり推進課の取組というものは、やはりある意味レセプト点検というような形の中から見えてくるものが、これはいわゆる健診のほうのものから来ているということは分かるんですけれども、医療年金のほうのレセプト点検からも、受診控えじゃないけれども、そういうような、相当されるような人が金銭的な問題もあり受診できないから悪化するような点が起きる可能性があるかと、素人的には思ったりするんですけれども、そういうレセプト点検との関連の中で、健康づくりにつながるような取組というものがなされているのかという点について、その辺の仕組みがちょっと私には分かっていないので、お伺いしたいと思います。

重複・頻回受診、これはなかなか難しい点が今のコロナ禍ではあると思っておりますが、高齢の方などは、ある意味、無自覚的かというと、不安だから行ってしまいたいところがあると思うんですね。特に、独り暮らし、高齢者の方であまり相談できないというようなことになってくると、これもまた高齢福祉課のような問題になってくるかなと思うと、保健福祉部全体で情報共有をしながら、健康づくり、重症化予防につなげるということの取組が必要になってくるだろうと思うんですが、一般質問のような形になって申し訳ないんですが、こうしたいろんな課との連携の中から、健康づくりにつながるような取組ということについての牛久市の状況というものが、もし伺えるのであればお伺いしたいと思います。ちょっと一般質問みたいになっちゃったので、大丈夫かどうか分からないんですが、よろしくお伺いしたいと思います。

○遠藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 まず、レセプトデータというお話がございましたけれども、医療年金課で所管しておりますレセプトデータというものは、いわゆるカルテのイメージ図でありまして、それとは別に、KDBデータ、国保のデータベースというものがございます。こちら、国保KDBデータにつきましては、医療年金課内だけではなくて、健康づくり推進課でも活用することができるようになっておりますので、同じデータを見て、同じような検索をしているという状況にございます。

それから、税の滞納をされる方は、国保税だけではなく、その他の税の滞納もされる傾向があるということで、それについてはということなんですけれども、牛久市では税、料も含めまして、収納に関する部分は一括して収納課に対応していただいておりますので、国保の窓口相談に来ていただいた方があったときは、速やかに収納課と連携を取りまして、まずは収納課で全ての税において、どのような計画で納めていただくかということをお話し、話し合い、できる範囲の中で納めますというような誓約をいただいて、その上でまた国保のほうに戻っていただいて、国保の短期証を発行するなど、常日頃から連携はさせていただいているところでございます。

それから、健康に関して、全てのものを健康につなげるというお話なんですけれども、基本的に同じ保健福祉部の中で、例えば入り口は国保であったけれども、窓口での様子がおかしいけれども、もしかしてこちら、ほかの福祉部の関係各課にお世話になっている方なのかなとか、であれば、どういう状況で、どのような対応をしたほうがこの方にはいいのかななどということで、高齢福祉課、社会福祉課、または社協だとかそういったところに、気になる方の情報がないかと

いうことはお聞きして、一応ここ福祉部全体で、あの方はこの時期にこういうことをやっていたんだということを情報として仕入れた上で、その方に一番適するサービスを提供するというような心構えで医療年金課職員は対応してございます。

それを一歩進めて、その先に、それよりも今度、健康づくりにつなげるというところまでの発想はちょっと、これはまだなかったんですけども、今後考えていきたいと思っております。

○遠藤委員長 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長。

○渡辺保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 こちらの重症化予防の場合には、個人個人と個人面談を行って、医療、体の状態や、病院につなげられない理由や、そういったところもお聞きしながらやっているところです。お金がなくてというような相談は今のところはなかったんですけども、そういった経済面に対しても踏み込んでやっております。

また、連携の部分では、この糖尿病重症化予防についてもそうなんですけれども、75歳以上の方の場合については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施ということで、健康づくりと介護と医療と3課で同時に相談しながらやっているという場面もございます。

以上です。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 ありがとうございます。

1つちょっと忘れて。国保財政の安定化ということで、基本的に一般会計繰出金についての考え方も理解をいたしました。過去の累積ということであれば、本来的に言えば、財政は財政の考え方がおありになるかと思うんですが、やはり税金、保険料とも、今頂いた方にどう返していくのかということ。それから、それが今後につながればということになると思うので。やはり過去の累積の赤字、これは本来的には独立採算で、赤字繰り出しというものは基本的にはよくないとは思われますが、過去の問題についてを今精算していかなければいけないというような考え方はあまりに、その時代に要請されたことを今返していくということとはつながらないかなと思っておりますので。準備基金、今後のことについて中心として考えていっていただきたいということで、これは私の意見としてお聞きいただければと思います。

以上です。

○遠藤委員長 答弁はよろしいということね。

ほかに質問。利根川委員。

○利根川委員 歳入のことで、不納欠損、5年でゼロになるという方もおられるだろうし、いろいろなものがあると思うんですが、この不納欠損の内訳というものを、行方不明になってしまったとか、そういった方もおられると思うので、その内訳が分かればお願いしたいと思います。

それと、収入未済額4億1,500万円あるんですが、これは3月31日までかなと思うんですが、それ以後の歳入は次年度に回るのかなとは思いますが、そのところをもう少し。

それと、先ほど、ジェネリック医薬品のことなんですが、これは確かに通知が来ることは私ももらっているから分かりますけれども、医者によって、ジェネリックは医者として保証できないと言う医者もおられると聞いておりますし、あとはジェネリックを使うために、薬局にも国、県

等から行っているとは思うんですけどね、その辺が十分まだ徹底していないような。私が今飲んでる薬は7種類ぐらいあるんですけども、そのうち2つぐらいかな、ジェネリックは。

ですから、そういったところのもう少し詳しい形のジェネリック医薬品の使用とか連絡等はどうかになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○遠藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 まず、歳入の不納欠損につきまして、この内訳ということだったんですけども、例えば死亡即時などという、ちょっと細かな情報は今手元にありませんので、後で収納課から出たデータを基に提供させていただきたいと思います。

それから、収入未済額につきましてはおっしゃられましたとおり、今年度、収入予定で入ってこない分というものは、翌年度当初において滞納分に加えられるものになります。

最後に、ジェネリック医薬品、お医者さんによってはジェネリック医薬品の、このジェネリックはお勧めしないというようなお話があるということだったんですけども、ちょっとその点につきましては私は把握しておりませんでしたので。要は、市民の方に対してジェネリックに強制的にさせることはちょっとできないんですけども、ジェネリック医薬品の安全性だとか、ジェネリック医薬品に切り替えることによって経済的な負担が軽くなるということは積極的にお知らせして、なるべくジェネリックへの切替えを100%になるようにということは将来の牛久市の医療費削減に貢献することですので、今後も強くお願いしてまいります。

○遠藤委員長 利根川委員。

○利根川委員 収入未済額というものは、一切その納付をしないで、ただ払う意思がある人というものが不納欠損に入らないで収入未済額に入ってくると思うんですけども、最高は私、20年ぐらい払う意思があるという人が収入未済額にその金額が入っていたという話も聞いているんですけども、今の課長、部長らは若いですから、そういう時代は知らないのかも分からないですけども、私がやっぱり議員になった頃は結構そういう方がおられて、最高で20年という方がおられた、未済額でね。そういう人はどうして不納欠損にならないのかと言ったら、払う意思があるというようなことであったんですが、その収入未済額について払う意思があって、5年以上納付していないという方、これは調べないと分からないと思うんですが、ちょっと分かればお願いしたいと思います。

それと、ジェネリックですが、実際、私も1回の医者で7,000円ぐらい薬を払っているんですね。ですから、ジェネリックを使えばもっと安くなるかなとは思うんですけども、ただ医者のほう、それとまた薬局から、そういったものはたしか1つぐらいしか言われていないと思うんですが、ほとんど変わらないんですね。

ですから、もう少しそういう資料というものは、ジェネリックを出している薬品会社等からいろいろな資料があると思うので。ただ、薬にしても相当種類が多いのでね、なかなか難しいとは思いますが、やはりこの医療費を削減するためにも、薬というものはもっと減額されたほうが良いと思います。

私が糖尿で1つもらっていたフォシーガという薬、これを1錠飲むだけで3,000円ぐらい、

あれが上がったんですね。非常に高い薬だそうです。ですから、これもジェネリックがあればもっといいかなと思うんですけれども、ただ、その辺の、1錠につき非常に高い薬というものもありますのでね。ぜひ、早急にはと言わないですけれども、少しずつ検討していただきたいと思うんですが、これは要望で結構です。

○遠藤委員長 利根川委員、そうしますと、今の質問の中で、収入未済額のみ。それでは、医療年金課長。

○石野医療年金課長 申し訳ございません。歳入の細かい部分につきましては、手元に情報が無いものですから、後日改めて用意させていただきたいと思います。

○遠藤委員長 ほかにございませんか。須藤委員。

○須藤委員 1点だけすみません。

29ページのところの0101で、新型コロナウイルス感染症対策の傷病手当金について、令和3年度の実績をお願いいたします。

○遠藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 新型コロナウイルス感染症の傷病手当金の実績なんですけれども、令和3年度は6名、令和2年度は2名となっております。令和2年度に申請された2名の方は、平均手当単価、1日当たりの平均単価は5,106円、令和3年度に申請された方の平均手当単価、1日当たりの平均単価は5,162円と、ほとんど変わっておりません。ところが、令和2年度、申請された方の日数の平均は17.5日、それに対しまして、令和3年度、6名の方の平均支給対象日数は5.1日でございます。令和2年度に比べて、令和3年度に罹患された方は、要は労務に服せなかった期間は短くなっている。人数は増えているけれども比較的軽い症状だったという傾向がございました。

以上です。

○遠藤委員長 なければ、令和3年度牛久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

次に、令和3年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 それでは、介護保険事業特別会計の令和3年度の決算について御説明いたします。

令和3年度介護保険事業特別会計決算額は、歳入総額が62億1,140万1,657円、歳出総額が60億4,053万7,271円、歳入歳出差引額が1億7,086万4,386円という状況になっております。

歳出総額は、令和2年度、54億949万212円と比較いたしまして約6億3,105万円円の増となっております。歳出の主なところを申し上げますと、保険給付費が50億3,027万8,604円と、前年度より約1億8,877万円円の増となっており、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費が共に増加しております。

次に、地域支援事業費においては3億956万575円と、前年度より約576万円の増となっております。

また、基金積立金につきましては、介護給付費準備積立金として合計4億7,891万6,298円の積立てをしております。

なお、令和3年3月末の65歳以上の人口は2万5,105人で、高齢化率は29.72%であり、引き続き高齢化が進んでおります。また、3月末での要介護認定者数は3,263人で、認定率は13.00%という状況になっております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○遠藤委員長 質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 じゃあ、何点かお願いたします。

73ページの0101「要介護の認定を調査する」。介護認定調査、去年は多分できていなかったのかなというところなんですけれども、要介護度が進行した方がいらっしゃると、コロナ禍でなかなか外にも出られないということで、そういうことが言われておりますけれども、牛久市の場合、その辺の状況はどうだったのかというのをお伺いしたいと思います。

それから、87ページです。0104「介護サービス、介護予防サービス受給者に介護相談員派遣事業を行う」。これも多分、介護施設に行ってお話をお聞きする機会が昨年度もなかったと伺っております。令和3年度の状況はどうだったかというところをお尋ねしたいと思います。

それから、すみません、戻ります。75ページ、0101の地域密着型サービス、こちら今、令和3年度の施設数が何か所あって、入居者数と待機者数をお尋ねしたいと思います。

以上3件です。

○遠藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 まず、「要介護の認定を調査する」に関してですけれども、令和3年度中に新たに認定を受けた方は799名、同じく介護度が上がった方は924名でございます。

改善に向けての取組等なんですけれども、まず根本的に要介護状態にならないような、いわゆる介護予防施策としては、かっぱつ体操等が行われておるところなんですけれども、介護度の進行防止という点では、通所介護や訪問リハビリ、あるいは通所リハビリなどのサービスをケアマネさんがプランに取り入れることで、そういった効果を生んでいるものもあると思われま。

ただ残念ながら、介護が必要な原因となっている病気の種類によりましては、現状維持さえもなかなか困難で、病気の進行とともに介護度がどうしても上がってしまうというものもあると思われま。

それから、介護相談員派遣事業の関係ですけれども、おっしゃっていただきました、施設の派遣事業なので、感染症の影響をまともに受けております。令和3年度は、本来ですと対象が21施設あるところなんですけれども、実際に訪問といいますか、派遣といいますか、かないましたのは7施設のみとなっております。基本的には、毎月1回1施設を訪問するんですけれども、感染拡大の時期には当然行けないこともありまして、令和3年度中では9月、それから1月、2月は全く訪問ができませんでした。そのほかの月も、一部施設においては訪問がかなわなかったと

ころがございました。

入所者からの相談内容というものは、いずれの訪問時も相談というほど深刻なものではなくて、対応ですとか解決が必要なケースはございませんでした。

次に、地域密着型の関係ですけれども、施設数等、令和3年度末現在で小規模多機能型居宅介護支援事業所が3つ、グループホームが9つ、有料老人ホームが2つ、特別養護老人ホームが1つの合計15施設となっております。入居者数につきましては、すみません、つい先日の9月8日現在の数字になりますけれども、グループホームが定員合計153名に対しまして141名、有料老人ホームが定員合計41名に対しまして39名、それから特別養護老人ホームが定員29名に対して27名となっております。待機者数につきましては、申し訳ございません。仕組みがございませんもので、把握はできておりませんが、今数字で申し上げましたように、市内施設の合計といたしましては、いずれも定員に達していない状況でございます。

以上です。

○遠藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

介護認定調査の中で、その調査の認定が納得いかないというか、ちょっと異議があるということで変更調査というものが多分行われていると思うんですが、その件数に関しての推移というものはどうなってるのかというところをお伺いしたいと思います。

それから、地域密着型の中で、夜間対応型とか、あと定期巡回型というものが都内なんかだと結構やっているとところがあるようなんですけれども、多分牛久市はまだそういうものがないのかなと思うのですが、そういった状況、これから高齢者の方、独り暮らしの方が増えてくると、こういうサービスというものが必要になってくるのかなと思うところなんです、都内でなく、こういうところだと、そういう事業者さんもなかなかいないのか。そういう状況をちょっとお伺いしたいと思います。

○遠藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 まず、区分変更の申請者数の推移ということになるかと思うんですが、申請の数で申し上げますと、令和2年度が365件、令和3年度が444件です。参考までに、まだ本年度、4年度、8月末までの5か月間ではございますが、173件という数字がございます。

それから、夜間対応型等の御質問ですけれども、夜間対応型訪問介護、あるいは定期巡回随時対応型訪問介護・看護になっている施設は、現在どちらも市内にはございません。御参考と申しますか、県内の状況なんですけれども、県のホームページによりますれば、本年8月10日現在で、夜間対応型訪問介護は水戸市と石岡市に1か所ずつの合計2か所、定期巡回随時対応型訪問介護・看護は水戸市に4か所、日立に1か所など、県内合計では13か所あるようでございます。

都内ではというようなお話もございましたけれども、県内ではまだまだ、なかなか数としては少ない施設でございまして、やはり人口密度の問題であるとか、利用者数の問題等々あるのかなとは認識してございます。

以上です。

○遠藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

今、区分変更の人数、400人前後というお話だったんですが、この中で、その区分が変更を望みどおりにというか、なった方となっていない方、それぞれいらっしゃると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○遠藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 令和3年度、区分変更の申請をして要介護度が上がった方は349名という数字になってございます。

○遠藤委員長 ほかにありませんか。須藤委員。

○須藤委員 それでは、数点質問させていただきたいと思います。

ページでいえば89ページになるんですけども、準備基金積立金、そして、その下に一般会計繰出金というものが積立金へ支出されているということで、9期に向けて、いろいろ介護保険事業も経費の増大が予測される中、8期において、この財政安定化に向けた取組というものが重要であると思っておりますので、一般会計繰り出しの判断、それから準備基金積立ての考え方について、まず伺いたいと思います。

それから、73ページになります。要介護者の居宅介護サービス費、それから要支援者の居宅介護サービス費、それぞれ給付する事業がございまして、コロナ禍による利用者への影響ということで伺いたいと思います。事業所によっては、訪問系の居宅介護、なかなかヘルパーさんの手当てが難しいとか、いろんな話も伺っているところではあるんですけども、実際にこのサービスの給付を受けているような方々への影響というものは回避できたのかどうか。その辺について伺いたいと思います。

それからあと、81ページの「介護予防ケアマネジメントを実施する」ということで、地域包括支援センターの委託事業ということになっております。ケアマネジメントの件数、それからあと訪問型、通所型のそれぞれの利用状況についてお尋ねいたします。

○遠藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 まず、準備基金積立金等の御質問ですが、一般会計の繰り出しや準備基金への積立てに関する判断や考えということだと思っておりますけれども、こちらにつきましては、事業の確定に伴いまして、一般会計からもらい過ぎていた場合には相当額を繰り出すということがまずございます。同様に、基金利子と、それから最終的な金額については、準備基金へ積み立てるといようなものでございまして、なかなかその判断と申しますか、考えと申しますか、変な表現になりますが、恣意的に増やしたり減らしたりというものはございません。

それから、要介護者、要支援者の居宅介護サービス、あるいは居宅介護予防サービス費の給付の関係、コロナの影響という御質問かと思っておりますけれども、2年度の決算額と3年度の決算額を比較いたしますと、いずれの事業も3年度のほうが支出額としては多くなっております。お尋ねの影響なんですけれども、当然これは全くなかったとは言いきれないところだとは思いますが、

ほど、サービスの一時休止の御説明を申し上げますけれども、ただ一方で、どれほどの影響があったかということをはっきりお示しすることは、大変申し訳ないんですけれども、なかなかちょっと、どこまでがどういう影響というものは難しいものがございます、影響があったかもしれないと申し上げた中で、決算額が増えておりますので、そうすると、ますますちょっと困難な部分がありまして、申し訳ございません。

利用できない状況等、ここもはっきりしたちょっと記録はないんですけれども、実際に発生しました事象、事案といたしましては、事業者側から感染症患者が発生した。これは職員の場合であったり、利用者さんの場合だったり、両方なんですけれども、発生したのでデイサービスやショートステイは一時休止しておりますという連絡をいただいたというようなことは複数ございました。

それから、介護予防ケアマネジメントの関係、包括へということだと思っておりますけれども、2つの包括で実施しました令和3年度のケアマネジメントの件数は43件となっております。訪問型サービスですけれども、包括からの流れのお尋ねでございますので、いわゆるサービスAについてのことかと思われましても、こちらについては217件となっております。通所型サービスにつきましても、同じく、いわゆるサービスBの数字ですと98件となっております。

以上でございます。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 財政安定化ということで、恣意的な運用というか、そういうことはできないような仕組みということで、それはそうだと思っております。9期に向けては、財政的、長期的な狙いの中で、介護保険料算定のときにも、どこまでを準備基金で積み立て、どこを取り崩すのかという判定の中から、今の介護保険料というものが算定されているという状況に鑑みれば、より適切な、やっぱり保険料設定と、それから将来に備えてということで、8期、いろいろ考えられた末とは判断をいたしますので、ここは結構でございます。

それで、居宅介護の介護者、要支援者に対するサービス、コロナが発症した場合、小さな事業所で発生した場合だと、大きなところでは、担当の人とかなんか、そういう人がしばらく活動を休止すれば、ほかの者でカバーできるというようなことがあろうかとは思いますが、小さなところでのサービス事業提供者、この辺で何か困難というか、そのほかの方に何かの影響を及ぼしたというようなところまでは至っていないのか。ちょっとその辺について確認をさせていただきたいと思えます。

それから、今、地域包括のほうのお話も伺いました。今2か所に委託ということで、社協と博慈園さんですか、そちらでやっているとは思っておりますけれども、介護予防の件で言いますと、この2か所への委託というような形で十分な体制は取れているのかという点について再度伺いたいと思えます。

以上です。

○遠藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 1点目の、事業者へのコロナの影響、事業者さんのほうの大きい小さいで

いかがかということかと思うんですけれども、申し訳ない、ちょっと公的な記録がない中で、記憶、感覚で申し上げるのも何なんですけれども、大きなところだからといって影響が小さかったということはありませんで、やはりそこは感染症対策ということで、大きい、従業員の方も多くいらっしゃる場所であっても、ぴしっと締めて対策に万全を期されたというところがあったことは確かでございます。

それから、介護予防ケアマネジメントのところですが、2つの包括で足りているのかということですが、なかなかその足りている、足りていないの判断は難しゅうございますけれども、少なくとも今不足しているというような状況にはないものと認識はしてございます。

以上です。

○遠藤委員長 ほかに質疑のある方、御発言願います。山本委員。

○山本委員 あと2点お願いいたします。高齢福祉課のほうですね。

85ページの真ん中辺り、0102「生活支援体制整備事業を実施する」。これは地区社協での活動かと思うのですが、第1層、第2層の協議体、こちらの整備状況が令和3年度末でどういった状況だったのかをお伺いしたいと思います。

また、令和4年3月に地域福祉活動計画でしたか、できて、それぞれの地区社協での計画ができたわけですけれども、コロナ禍での地区ごとの課題というものがあるかと思うのですが、その辺をお聞かせいただければと思います。

それから、次のページ、87ページの0106の「在宅医療・介護連携推進事業を実施する」、この委託料なんですけれども、委託先は多分、牛久市医師会だとは思いますが、具体的にどういった事業内容が行われているのか。どこかでちょっと読んだんですけれども、中立的な立場での助言、支援を行っているというような言葉がどこかに書いてあって、その辺は、わざわざそういう言葉を使っているというものが、どういった意味でこういう言葉が使っているのかも含めてお尋ねしたいと思います。

以上2件です。

○遠藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 まず、生活支援体制整備事業の御質問でございますけれども、まず第1層は、こちら市内全域を対象とするものでございまして、平成29年度に整備をされております。第2層は、小学校区ごとの設置ということを目指しまして、平成31年度から順次整備を重ねまして、昨年度、8か所全てに整備をされたところでございます。

コロナ禍での課題はということかと思いますが、高齢化の進んでいる地域におきましては、以前から担い手不足の問題がございましたけれども、感染症の影響が長期化する中で、地域活動そのものが途切れてしまいまして、世代交代がより難しくなったというような声が聞かれるそうでございます。また、古くから住んでいた市民と新しく住み始めた市民と連携が取りにくい状況でもともとあったんですけども、やはり影響が長期化する中でますます困難になったという状況もあると聞いておりまして、やはりその8か所、地域ごと、地区ごとに様々な課題があると承知しております。

次に、在宅医療・介護連携推進事業の関係ですが、委託先は、おっしゃいましたように牛久市医師会でございます。

内容といたしましては、医療機関、それから訪問診療機関等の情報提供と仲介、それから介護事業所等の情報提供、そして医療の見地からの専門的な助言などとなっております。令和3年度の具体的な事例といたしましては、訪問看護の頻度をどうしたらいいかという相談があったようでございます。高齢者住宅に入居中の方が足に傷、けがを負いまして、訪問看護特別指示書というものが出ていたので、1日に2回ほど訪問して傷に対して対処していたと。施設側としては、頻繁に対応してくれてありがたいと言っているものの、訪問する側といたしましては、幾らそういった指示書が、先生の指示ですよ、出ているからといって、本当にここまで頻繁な訪問が必要なんだろうかと、どこまで本当にやらなければならないものなのだろうかとということに疑問に思ったそうです。

そこで、専門ということで相談したところ、そのような特別指示書があったとしても、必ず毎日訪問しなければならないものではなくて、傷の状態を見ながら、傷の状態がよくなっているのであれば訪問の頻度を減らすことに問題はないですよといった内容の助言が得られたというケースがございました。この特別指示書というものの効力といたしますか、内容といたしますか、それについての専門的なアドバイスを求めたケースだったようでございます。

とりわけ中立的な立場での助言、支援というところでございますが、すみません、ちょっと私自身もそこまで深く認識がございまして、あえて記載している意図、趣旨というものは、当然のことですのでね、中立な立場というものは、あれなんですけれども、すみません、ちょっと承知しておらないというものが正直なところでございます。申し訳ございません。

○遠藤委員長 山本委員。

○山本委員 どこかに書いてあったので、ちょっと私も忘れてしまったんですけども、すみません、分かりました。

生活支援体制整備は、これは社協もやはり随時関わってくださらないと、なかなか地域の力だけでは難しいのかなと、いろんな調整というんですかね、そういうものも含めて。今どれぐらい社協との関わり、多分地区ごとにいらっしゃると思うんですが、そのあたりお尋ねしたいと思います。

○遠藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 生活支援体制整備事業と社協さんとの関わりということだと思っておりますけれども、まず社協本体といたらいでしょうか、そのところからは、必ずどのエリアの2層会議であっても来て来て来ています。さらに、その中には当然そのエリアの地区社協の方というのは必ず2層の会議のときには見えていらっしゃいます。

以上です。

○遠藤委員長 ほかに質疑のある方。須藤委員。

○須藤委員 すみません、1つだけ。それでは申し訳ありませんが、79ページの「施設入所者介護者に特定入所者介護サービス費を給付する」。それからあと、要支援者に対する同様の給付

事業ですけれども、食費、住居費の軽減制度ということになるかと思いますが、この過去3年間、本当は5年ぐらい聞きたいところなんです、過去3年間の対象者数の変化というものについて伺えればと思います。

○遠藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 過去3年間の対象者の変化ということでございますが、令和2年4月と令和3年4月時点の対象者、ごめんなさい、4月時点ということで時点を区切りましたけれども、それが360名、令和4年4月時点の対象者が325名となっております。

○遠藤委員長 須藤委員。

○須藤委員 令和4年、減っているわけですね。私は反対に増えているのかなという気がしていたものですから、その辺の理由について、お分かりになる範囲で伺えればと思います。

○遠藤委員長 高齢福祉課長。

○宮本高齢福祉課長 オフィシャルなその原因、要因まで含んだデータというものはないんですけども、一つには昨年の8月に制度変更がございまして、各利用者負担段階におけます預貯金等の上限額が引き下げられましたので、想像の域は出ないんですけども、これまでであれば対象であった方が対象でなくなった、あるいは事前にそれを知って申請そのものを取りやめたというケースがあったのかもしれないというところでございます。

○遠藤委員長 ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。ありませんか。

なければ、令和3年度牛久市介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

申し上げますが、あと後期高齢者の特別会計がありまして、それが終わってから暫時休憩といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ちょっと長丁場になって申し訳ございません。

次に、令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。保健福祉部長。

○内藤保健福祉部長 それでは、後期高齢者医療事業特別会計の令和3年度の決算について御説明いたします。

令和3年度の決算額は、歳入歳出とも20億744万2,403円となっており、前年度と比較して7,434万6,304円、約3.8%の増となっております。

歳出の主なところを申し上げますと、保険給付費が7億3,896万253円と、前年度より約945万円の増となっております。広域連合への納付金は12億1,420万686円と、前年度より約5,341万円の増となっております。

被保険者数につきましては、令和3年度末で1万2,708人と、前年度末1万1,919人と比較して789人増加しております。

今後も、団塊の世代が全て75歳となります令和6年にかけては、引き続き被保険者数が増加する見込みとなっております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○遠藤委員長 質疑のある方は御発言願います。須藤委員。

○須藤委員 すみません。ちょっと通告というか、していなかったので申し訳ないんですが、109ページのところで、「後期高齢者に健康健診を実施する」というところで、委託料が健診診査ということと助成金ということで、これはどのくらいの方がきちんと、偉いなど私は思っているんですけども、受診されている方がいらっしゃるのか。その辺が分かればお示しいただきたい。後でも結構です。

○遠藤委員長 医療年金課長。

○石野医療年金課長 健診なんですけれども、牛久市で保健センター等でやっております集団健診を受診された方は1,532名、個別の医療機関健診を受診された方は合計で613名、合わせまして2,145名の方が健診を受診されております。

○遠藤委員長 ほかにありませんか。

なければ、令和3年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。

再開は3時35分といたします。

午後3時22分休憩

午後3時35分開議

○遠藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部より、令和3年度決算位置図（下水道事業会計）について配付の依頼がありましたので、これを許可し、机上に配付をいたしました。

認定第1号令和3年度牛久市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

まず、令和3年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出決算を問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。環境経済部長。

○山岡環境経済部長 環境経済部、山岡です。よろしくお願いたします。

それでは、青果市場事業特別会計の令和3年度決算概要について御説明いたします。

青果市場事業特別会計につきましては、歳入総額が販売手数料、繰入金などで1,865万円であり、歳出額は運営費などで1,564万円でした。その取扱量は前年に比べ34トン減の507トン、販売金額は883万円減の8,691万円でした。当青果市場を出荷先としていた農業者の高齢化により、徐々に品目、生産量ともに減少しており、販売手数料は前年比約10.5%の減となりました。

説明は以上でございます。

○遠藤委員長 質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 すみません、1点だけ。

青果市場を運営するということですが、この歳出を見ると、ほとんどが人件費になっているよ

うな状況で、取扱い高も取扱い金額も減っているということは、今、高齢化という話もありましたが、実際、今年度の事業はどういったものがあつたのか。すみません、改めてお尋ねいたします。

○遠藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 農業政策課、神戸です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの御質問なんですけれども、予算だったりとか決算のたびに山本委員からはいろいろ御質問いただいているんですが、とくとく市、何とか私も開催したいと思って、事業として毎回予算も計上して、やるんですけれども、繰り返すコロナ禍の中で、ちょうどいい頃にとする頃にまた増えてというものが、どのイベントもそうだと思うんですけれども、市場の場合は、やっぱり来る方も結構高齢で、出店者も高齢の方が多いので、なかなか制限をかけるとか、そういったこともできないので、今のところ見合わせてはいるんですけれども、何とか再現できればという気持ちはいつも持ってはいるんですが、令和3年度においては通常集荷と学校給食の手配ということで、通常市場業務だけの運営ということになりました。

以上です。

○遠藤委員長 山本委員。

○山本委員 とくとく市は結構楽しみにしている方がいらっしゃるの、ぜひとは思いますが、難しいところもあるのかと思います。

この人件費のところなんですけれども、今何名の方がいらっしゃるのか、職員と、あと会計年度の方と。お尋ねします。

○遠藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 お答えいたします。

ただいま市場は会計年度任用職員5名で運営しております。

以上です。

○遠藤委員長 ほかにございませんか。

なければ、令和3年度牛久市青果市場事業特別会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

次に、令和3年度牛久市下水道事業会計歳入歳出決算を問題に供します。

執行部の方に申し上げます。決算認定に関する所管事項について説明を求めます。建設部長。

○遠藤委員長 建設部長。

○長谷川建設部長 建設部、長谷川でございませう。よろしくお願ひいたします。

令和3年度の下水道課所管、牛久市下水道事業会計につきまして決算の概要を説明いたします。

まず初めに、収入でございませうが、収益的収入といたしまして16億3,119万円、資本的収入といたしまして9億6,557万円、収入総額25億9,676万円、前年度と比較いたしまして1億1,445万円の減額となっております。主な収入を申し上げますと、下水道使用料9億4,408万円、国庫補助金2億4,986万円、他会計繰入金5億5,351万円、企業債3億2,920万円などございませう。

次に、支出でございますが、執行済額は29億5,110万円、前年度比1億5,220万円の増、執行率は85.1%でございます。なお、年度内に事業完了ができない4億5,263万2,000円につきましては、翌年度に繰越しをさせていただいております。

主な支出について御説明いたします。収益的支出につきまして、污水管渠費として857万円、污水ポンプ場費としまして5,960万円、流域下水道維持管理負担金として3億7,825万円を支出し、污水管、ポンプ場施設、流域下水道の維持管理に努めております。

資本的支出におきましては、污水管渠費として、下柏田圧送管工事費1億2,947万円を含みまして、2億4,332万円を執行し、雨水管渠費として、籠田の森北側の管渠整備費7,111万円を含みまして、4,162万円を支出し、企業債償還金として6億6,387万円を支出いたしました。

以上が下水道事業会計の決算概要となります。

また、冒頭、委員長より御案内がありました、事業箇所を示します令和3年度決算位置図（下水道事業会計）、机上に配付させていただきましたとともに、Side Booksにもアップさせていただきましたので、御参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○遠藤委員長 質疑のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 じゃあ、1点お願いいたします。

第4次の総合計画の中に書いてある文言からちょっとお尋ねしたいと思います。この中で書かれていることなんですが、老朽化している施設が増加しており、計画的な更新などによりライフサイクルコストの低減を図っている。事業者等の不適切な排水による下水道の詰まりが発生するなどの問題が生じていることから、事業所排水に関する監視、指導を強化している。このような一文があったんですが、実際その下水道管の詰まり、事業所ですね、そういうところの監視体制というものはどういうふうになつているのかという現状をお伺いしたいと思います。

それから、全体的に令和3年度、雨水管に関しては、この前の同僚議員が一般質問の中でも今の状況を伺っていらっしゃいましたので、私は污水管のほうをお伺いしたいと思うんですけども、今回、令和3年度の中にも污水管の管渠整備というものがあるんですが、これから新設するものと、あと老朽化しているものと、そういったものがいろいろ混在している中で、今、牛久市はどういう現状で、どこに力を入れていくのかというところ、全体像をちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○遠藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課、野島でございます。よろしくお願いたします。

まずは事業所等の不適切な排水という部分のお話をさせていただきたいと思いますが、まず、ここ近年、下水道管の詰まり、例えば油であったり、流してはいけない紙、水に溶けない紙、ティッシュとか、そういうものが原因、あとは植木の根っことか、そういうものも含めて污水の詰まりが発生して、清掃等をさせていただいているものが令和3年度で14件、令和2年度も同じ

く14件ありました。

そのうち不適切な排水と、あえて言わせていただきますけれども、事業所からの排水が原因だと思われるもの、ほとんどが事業所といっても、店舗、ラーメン屋さんであるとか、そういう、ラーメンだけじゃないですけれども、そういう店舗からの油で、油が固まってしまってというのが一番多いです。それが、令和3年度では事業所からが1件、令和2年度が同じく事業所からの油が2件というような形で出ております。

その事業所からの油については、管が詰まったところ、清掃をかけた結果、油の塊が出てくれば、その上流側に位置しているところで接続をされている店舗であるとか、あとは食肉の加工工場であるとか、そういうところにちょっと声をかけて、グリストラップという油を除去する除害施設というものが通常ついているんですけれども、そういう店舗には、そこがちゃんと適切に管理されているかというところを立入りで確認させていただいています。適切に管理されていなければ、そこはもちろん指導させていただくということで、令和2年度に1事業所に対して2回行っております。令和3年度については、3事業所に対して合計9回の立入り及び指導をさせていただいて、水質の改善というものを図っていただいているというのが現状でございます。

続きまして、汚水管の現状でございますが、牛久市の公共下水道としましては昭和51年に供用を開始しておりまして、一番古いものでは既に46年が経過しているというところなんです。汚水管として約385キロメートル、雨水管として約125キロメートル、合計約510キロメートルの管渠を管理しております。そのほか、ポンプ場であるとか、マンホールポンプというものも併せて管理をしているところですが、今、現時点、この先、汚水についてお話をさせていただければ、新設道路ができればそこに、下水道区域内であれば整備をするということもありますけれども、現時点、面的な大きな面整備というものを新規でということは今計画はしておりません。

先ほどお話ししたように、汚水管385キロメートルの管がありまして、46年経過しているものもあることから、一番は、平成29年から始めさせていただいていますが、ストックマネジメント計画というものを策定して、予防保全的に計画的な更新、改築をすることでライフサイクルコストの低減というものを図っていく。こちらが、国の補助金のつき具合を見ても、そういう時代に入ってきているのかなと考えられますし、牛久市も例外ではないと考えております。

以上です。

○遠藤委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございました。

そういった、じゃあ店舗で詰まったときも調べるのは牛久市の負担でということ、原因がその店舗であっても、調べるときの調査費とかというのは市で負担しているという考えでよろしいのかどうかということと、あとは、このページ、127ページに経営指標に関する事項というのが載ってまして、ここに経費回収率が86.67%と、100%を大きく下回っていることから、事業に必要な費用を下水道使用料では賄えておらず、一般会計からの繰入金に依存する状況となっているということが書いてあります。

公営企業会計になって2年目ということで、適正な使用料の在り方とかを今後、5年に1回で

すか、見直すということが定められているということも伺っているんですが、基準外繰入金というものを今回出していただいたんですが、そういうものも含めて、今後その辺の賄うというんですかね、雨水は公費だけど汚水は私費という基準に立ったときに、どういうふう to 今後していくのかというところを伺いたいと思います。

○遠藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

まず、汚水の詰まりについてですけれども、まず詰まる箇所が敷地内であれば、それは事業所なり個人の御自宅の中であれば御本人様負担になります。大体、下水道敷地内の最終の公設ますから下水の本管につながっている取付け管と呼んでいますけれども、そこ、もしくは道路の下に入っている下水道管本管で、事業所の油の場合はほとんどが下水道本管が詰まります。本管が詰まるので、もちろん市の管理区分になりますので、市が清掃をかけて、その原因というものが正直、その事業所で間違いありませんよと100%言えることはほぼないです。可能性として一番油が多く流れてきている、ここから下流側が増えていきますよねという部分の店舗を見ると、中華料理屋さんだったりとかという部分で、可能性として声をかけさせてもらって、グリストラップを確認したところ、適切に管理されていれば、違いましたねと、違うと思われそうですね。ただ、今後も適切に管理してくださいで終わるんですけれども、そこが、グリストラップがもう全然、毎日管理すべきものが管理されていないと油まみれなんです。そういうところについては、これは管理されていませんよと、管理の仕方であるとか、頻度であるとか、そういうものをマニュアルというほどではないですけれども、ちょっとチラシ的なものを、こういうふう to 管理してくださいというものをお渡ししています。また改めて見に来させてもらいますねということで、そこから先は指導ということで。

詰まったところが市の管理物である污水管なので、清掃はかけていて、その後は、可能性のあるところに水質の改善をしてもらいたいということでお話ししたり、場合によっては指導したりという、抜き打ちで水質調査をさせてもらったりもたまには、場合によってはしていますという状況です。

経費回収率の話に移ります。今、御質問にありましたとおり、127ページに86.67%とうたわれておまして、これが令和3年度の経費回収率です。経費回収率とは何かというと、下水道の処理を本来、使用料で回収すべき経費で下水道の処理は行うべきなんですけれども、それがどの程度、使用料で賄えているんですかという数字です。本来でいけばというか、100%を下回っている場合には、汚水処理にかかる費用というものを下水道の使用料収入で賄えていないということを表します。ですから、今回の数字でいけば、約13.3%が賄えていないということになります。

じゃあここはどうしているのかというと、監査委員さんの決算の審査意見にもありましたけれども、本来、下水道汚水については使用料で賄うべきもの、私の費用で賄うべき部分が賄えていないところについて、基準外の繰り出しをしている、そこに依存をしているよと。そこを改善していくべきだという御意見もいただいていますし、まさにそのとおりだと思っております。必要

な経費を賄っていない部分、それと先ほど同じように、また質問の中でもありましたけれども、地方公営企業法を適用して、5年に1度は使用料が適正かどうかというものの検証を行いなさいと定められていることから、令和4年に入ってからですけれども、令和3年度中の今年の1月に下水道事業審議会というものを立ち上げさせていただきまして、今まさに適切な下水道使用料はどうなんだというところを御審議いただいているところでございます。

ですから、下水道事業を運営する上でも、もらうべきではない一般会計からの繰入れというのはもちろん減らすべきだと思いますし、それは単純に使用料というものがどうなんだというだけではなくて、先ほど言った下水の詰まりとか、そういう部分というものも減らせば経費が減りますので、そういうものも指導もしますし、流してはいけないものはこういうものですよというような啓発活動というものもしていきたいと考えております。

以上です。

○遠藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうなりますと、先ほど、令和2年から公営企業会計になって、5年後の審議会の中でいろいろ今から審議をされていくんでしょうけれども、いざその使用料が上がる、下がる可能性は少ないので、上がる可能性のほうが高いんでしょうけれども、そういった場合に、やっぱり市民への理解を得るためにはいろいろ情報を公開していかないといけない。今こういう状況だから賄っていないということで皆さんの御協力をいただかなければならないというところでは、丁寧な説明と情報開示というものがやはり必要になってくるかなと。これは下水道だけじゃなくて、これから牛久市全体として、市長もおっしゃっていましたが、受益者負担という意味では、手数料、使用料というものを見直しする中で、やはり一番大事なことは情報を公開していくということだと思うのですが、その辺に向けてのことも審議会の中では行われていくのかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○遠藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

下水道事業審議会自体が公開という形で、山本委員も1度傍聴に来られたと思いますけれども、公開で行わせていただいておりますし、ホームページにも議事録も含めて情報を上げさせていただいております。

ですから今、現時点、どういう方向に進んでるかというものは、ちょっとそちらを見ていただいて、答申が出たわけじゃないので、今ここで、どういう方向性だというものはお話しできないんですけれども、今、御意見いただいたように、可能な限りの情報公開と、どう発信をしていくかという部分についても、まだその内容を審議していただいているところなので、そこにたどり着いていませんけれども、審議会の中で協議したいと思います。

以上です。

○遠藤委員長 ほかに質疑のある方、ございませんか。

なければ、令和3年度牛久市下水道事業会計歳入歳出決算に対する質疑は終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開後に討論、採決を行います。

再開は16時10分といたします。

午後3時57分休憩

午後4時07分開議

○遠藤委員長 時間前でございますが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、討論がありましたら御発言願います。山本委員。

○山本委員 令和3年度の牛久市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議を提出したいと思えます。よろしくお願い申し上げます。

○遠藤委員長 山本委員に申し上げます。簡潔に附帯決議案の内容を御説明願います。

○山本委員 今回の決算審査に当たり、監査委員の方からの審査意見なども参考にしながら進めました。その中で、執行部に対しての留意をするよう求めるものが何点かございましたので、その点についての附帯決議でございます。

○遠藤委員長 ここで自席にて暫時休憩をいたします。

午後4時08分休憩

午後4時09分開議

○遠藤委員長 再開いたします。

ただいま山本委員より附帯決議案が提出をされました。

令和3年度牛久市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議案について、提案者の説明を求めます。山本委員。

○山本委員 少々文面が長くなりますが、よろしくお願い申し上げます。

令和3年度牛久市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議案でございます。

決算審査は次年度の予算につなげるために非常に重要なものである。本決算における監査委員の審査意見書には、その総括として下記のような意見があった。

1、一般会計の不用額は、前年度と比べ約5,400万円、2.8%増加。予算現額に対する執行率は89.4%と、前年度に比べ2.0ポイント減少となった。

また、実質収支額は約21億5,700万円で、前年度と比べ約7億6,000万円、54.5%の増加となり、標準財政規模に対する割合は12.5%となった。実質収支額は純剰余金であり、一般的には3%から5%が適正な範囲と言われている。依存財源である地方交付税等が昨年度に比べ約8億円増加し、当初の想定を上回ったことが要因と考えられるが、一方で、年度の途中で適宜こうした状況を把握し、新たな課題に対応した補正予算の編成、基金への積立て、地方債の繰上償還など財源を有効活用できなかったとの見方もできる。

この意見に関する質疑では、実質収支額の増加については、県内の他市町村においても実質収支比率が増加しており、コロナ禍でも必要な事業については執行できたと考えているが、一方で、当初予算計上及び決算見込みの甘さがあったことが要因の一端と考えているとの答弁もあった。

2、高齢化に伴う社会保障費等義務的経費の増加、公共施設の老朽化への対応など、将来的に新たな施策や事業に財源を配分することがますます困難になることが懸念される。財政担当は相当な危機感を持って財政運営に当たっているが、その危機意識が全庁的に浸透しているとは言い難く、職員一人一人に対する危機意識や当事者意識の醸成が今後の課題として挙げられる。

この意見の背景を尋ねたところ、監査委員からは、職員の当事者意識の問題では、牛久市契約規則における不適切な事例もあり、一人一人が真剣に財政規律を考えているのかを疑問視する意見があった。

これらのことから、議会として市執行部に対し下記のことについて十分留意するよう求めるものである。

記。

1、当初予算計上においては、前年度までの事業の評価を検証し、事業の掲げる行政サービスや目標値、所要経費を精査し、常に見直しを行うこと。

2、総合計画と予算、行政評価と決算は、PDCAサイクルにおいてしっかりと連携させること。

3、執行率の低い事業においては、年度途中においても課題設定や改善策を講じ、執行率の向上を図ること。

4、市税を預かり執行する職員一人一人がその職責を自覚し、将来的な危機感を共有しつつ、牛久市事務決裁規程等の法令を遵守すること。

以上、決議するでございます。よろしくお願い申し上げます。

○遠藤委員長 以上で山本委員の説明は終わりました。

認定第1号に対する討論はほかにありませんか。須藤委員。

○須藤委員 ただいま山本委員から附帯決議が出されたところでございますが、今決算審査におきましては、この附帯決議にあるような内容を深く私も感じるところでございます。利根川委員の質疑の中でも再三、流用、充用の問題を含めた財政規律の問題が挙げられておりました。

これまで私個人としても一般質問等におきまして、予算、決算の中で、こうした財政規律の問題を指摘させていただいたところですが、今回は特にこの実質収支の問題に表面的に大きく表れていたということは問題であろうと思います。

監査委員の早川先生が今日いらっしゃいませんけれども、相当な危機感を持って、この審査意見書に御意見を載せておられたと私も思っております。

そうしたことから、こうした決議案の提出というものは妥当であると思うし、この意見に賛同するものでございます。

○遠藤委員長 ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより認定第1号について採決をいたします。

採決は挙手により行います。

認定第1号は、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手多数であります。よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

ただいま認定することに決定いたしました認定第1号につきましては、山本委員より令和3年度牛久市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議案が提出をされております。

これより提出されました附帯決議案に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、以上で令和3年度牛久市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議案についての質疑を終結いたします。

続いて、附帯決議案についての討論を行います。ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、以上で附帯決議案についての討論を終結いたします。

これより附帯決議案について採決をいたします。

認定第1号に対し、令和3年度牛久市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議案を付することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○遠藤委員長 挙手全員であります。よって、認定第1号に対し、令和3年度牛久市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議案をすることは可決いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は、委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託をされました案件審査は全て終了いたしました。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時18分閉会